
平成26年 第1回 芦屋町議会定例会会議録 (第2日)

平成26年3月6日 (木曜日)

議事日程 (2)

平成26年3月6日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

【出席議員】 (13名)

1番 松上 宏幸 2番 内海 猛年 3番 刀根 正幸 4番 妹川 征男
5番 貝掛 俊之 6番 田島 憲道 7番 辻本 一夫 8番 小田 武人
9番 今井 保利 10番 川上 誠一 11番 益田美恵子 12番 中西 定美
13番 横尾 武志

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美 書記 井上 康治 書記 志村 裕子

説明のために出席した者の職氏名

町長 波多野茂丸 副町長 鶴原洋一 教育長 中島幸男
モーターボート競走事業管理者 仲山武義 会計管理者 武谷久美子 総務課長 小野義之
企画政策課長 中西新吾 財政課長 柴田敬三 都市整備課長 大石眞司
税務課長 縄田孝志 環境住宅課長 入江真二 住民課長 池上亮吉
福祉課長 吉永博幸 地域づくり課長 松尾徳昭 学校教育課長 岡本正美
生涯学習課長 本石美香 病院長 櫻井俊弘 病院事務長 森田幸次
競艇事業局次長 大長光信行 事業課長 藤崎隆好 管理課付課長 濱村昭敏

午前10時00分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。

ただいま、出席議員は13名で、会議は成立をいたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長 横尾 武志君

本日は、一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず、10番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

おはようございます。川上です。町長の施政方針が出ておりますので、町長の施政方針について伺います。

○議員 10番 川上 誠一君

1点目に、町長のマニフェストの「皆さんとともにつくる芦屋町」の基本理念に関連して、町長の基本的な認識を伺います。

地方自治体の役割は住民福祉の増進であり、町民の命、財産、暮らしを守ることにはほかなりません。行財政改革の名のもとに町民に失政のつけを負わせたり、福祉切り捨ての一方で、不要不急の事業を進めたりすることがあってはなりません。今こそ町民の暮らし最優先の町政が求められると考えますが、町長の認識を伺います。

第1回目の質問といたします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

それでは、川上議員の1項目めの町長の施政方針という中で、今こそ町民の暮らし最優先の町政が求められると考えられるが、町長の認識を伺うということでございますので、ご答弁をさせていただきます。

私の2期目のマニフェストの基本姿勢では、まず1点目が、皆さんとともにつくるまちづくり、2点目として、町民サービス徹底のまちづくり、3点目として、目標とその成果を評価し、現場主義とスピード感あるまちづくり、4点目が公平・公正で、透明性の高いまちづくり、5点目として、最小の経費で最大の効果を上げるまちづくり、6点目として、職員力の充実を推進するまちづくり、以上、この6つの基本姿勢を2期目の公約として執行してきたわけでございます。昨日の施政方針につきましても、この基本姿勢に基づき各種施策に取り組むものであります。

その上で、施政方針では、安心・安全や福祉、医療、介護、健康並びに教育、文化、環境、農林水産、商工及びインフラ整備などについて、芦屋町の総合振興計画にのっとり総合的にこれらを進めていくために、本年度における各種施策を述べたものであります。

また、これらを進めるためには、財源が必要でございます。競艇の単独施行以来、競艇事業が一定の収益を確保できる状況になりました。新たな施策にも取り組めることができるようになったわけでございます。

なお、競艇事業収益は企業体質である以上、波があることも事実です。したがって、この収益について用途を限定した中で運用することにしています。

また、国における政治・経済については刻々と変化しています。したがって、これに柔軟かつ迅速に対応していくことも重要なことだと思っております。各種事業において、国の補助金や有利な起債などを活用して財政効率を上げることも大切なことです。

このようなことから、川上議員が言われる住民福祉の増進に寄与し、町民の暮らし最優先の町政を行うために、10項目の重点施策及び総合振興計画による各種施策の説明を昨日行ったものであります。

つきましては、今後ともマニフェストでお示しをしました基本姿勢による町政運営に徹し、総合的に芦屋町民の住民福祉の向上を目指して町政のかじ取りを行っていく所存でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

波多野町政になって、今年で8年目ということですが、確かに、今言われましたように競艇事業の収益改善という点では、やはり力を注がれて効果も上がっているということは、それは一定は認めますが、ただ、私は、先ほど基本姿勢を言われましたが、その中で目標と評価を中心にしていく問題とか、また、最小の経費で効率化を図っていくというそういった考え方もお示しされましたが、特に、この間、波多野町政になられての集中改革プランによるアウトソーシングを進めてきたという、そういった点では、やっぱり私は大きな問題があるというふうに考えております。

山鹿保育所、緑ヶ丘保育所、そしてまた、今回の子育て支援センター「たんぼぼ」、それから老人憩の家、レジャープールアクアシアン、海浜公園、そしてマリントラスあしやへの指定管理者制度の導入、移行、また、学校給食センター、芦屋中央病院の調理業務の民間委託などを積極的に集中改革プランに基づいて行ってこられました。

その中で、やっぱりどういった問題が起こってきたかということ、やはり食の安全の問題や、その経営状況が悪化すればすぐに撤退するという、そういった問題が起こったり、また、雇用に関して非正規雇用が増大していくという、そういった問題があります。やはり、利潤・効率最優先の営利企業が管理して、本当に住民の福祉を増進するという自治体の目標が達成されるのか。また、議会の報告や監査など、公開性、透明性が本当に確保されるのか、担保されるのかなど、やっぱり私は大きな問題がそういったアウトソーシングにはあると思います。

そういった点では、私は自治体がやっぱりアウトソーシングや定員適正化計画によって非正規雇用をつくっていくという、こういったことに突き進むこと自体は、やはりすべきではないというふうに考えていますので、そういった点を今後もやっぱり留意しながら町政の運営をやっていただきたいというふうに思います。

続いて、第2点目に、給食センターの建てかえについてです。

給食センターの建てかえ問題、また、これに関して偽装請負については、この間、給食センターと町立病院の調理部の問題などを行ってきまして、今回で3回目になります。

今回のやっぱり給食センターの建てかえについては、さきの一般質問においても、新しい炊飯施設を設けた施設を民間委託し、給食を調理することは、偽装請負に当

たるということを今まで指摘してきました。

これに対して、実際今回、来年度からつくるといふうになっていきますので、その問題についてどう対応するのか、その点について伺います。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

お答えします。

この件につきましては、議員ご指摘のように、労働局から偽装請負の可能性があると指導を受けている自治体もあるようですが、一方、東京都杉並区の学校給食調理業務を民間に委託した契約が、違法ではないという判決も出ています。このため、現在、全国の自治体において判断に苦慮しておると聞いております。

したがって、芦屋町としては、違法性はないと認識し、現時点では現状の形態で施行したいと思っています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

杉並区の判決のことを言われましたが、それは私も存じております。ただ、やはりそれ自体に、その住民の中からも、自治体がそういった対応をやっていいのかという大きな運動も起こっているということもありますし、芦屋町は、そういった点を踏まえて、問題ないということによってやっていくということと言われていますが、お手元に労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準というのがあります。これは前回の病院のときにも出したものなんですけど、これに基づいてちょっと話を進めたいと思います。

それで、この問題になるのは第二条です。第二条の一、これは労務管理上の独立ということであらわしているわけなんですけど、このうちのイの（１）労働者に対する業務の遂行方法に関する指示・管理を行うということについての要件です。つまり、調理に対する業務の遂行方法に関する指示は、給食会社、受けというところがしなければいけないということです。

ところが、これは学校給食では、やっぱり無理なことになっていると思います。なぜなら、調理員は自治体の職員である栄養士の指示に従わなければならないということがうたわれているわけです。これは、昭和61年の3月13日に出了た文部省体育局長通知、学校栄養職員の職務内容についてということで、この中で、別紙の中の学校栄養職員の職務内容、これに載っていませんけど。

その中で、第4項目めに、「学校給食の調理、配食及び施設整備等に関し、指導、助言を行うこと」ということがうたわれています。

それと、文部省体育局長通知の中の、学校職員の職務内容についての中では、学校職員の指導、助言義務が明言されています。これは、「都道府県教育委員会は、学校給食調理場において、栄養教諭及び学校栄養職員が衛生管理に関する職務を円滑に遂行できるよう、「学校栄養職員の職務内容について」を参照して、各学校給食調理場において、栄養教諭等の具体的な職務内容が定められるよう、域内の市町村教育委員会に対し適切な指示を行う」といふうにされておりました、学校給食設備の整備、管理、調理過程等における衛生管理を義務づけるという、こういうところでは、ちゃんと学校給食法の中でもうたわれているわけです。

ですから、この（１）の要件については満たしていないから、適法な請負とは言われないということになります。

栄養士は、単に献立決定やカロリー計算をすればいいというものだけではありません。野菜の切り方や、細やかな味つけ、給食時間に間に合わせるために、調理開始時間や加熱時間まで責任を持って指示、管理しなければいけません。また、子どもが口にする学校給食は、何よりも安全でなければいけません。集団食中毒を防ぐために、流水での洗浄や一定時間以上の過熱など、手順を徹底するのが自治体職員の栄養士の役割です。つまり、自治体職員がこのようなことを現場の調理員に対して直接指示、命令ができなければ、安全でおいしい給食はできないということです。

それでは、今、芦屋町の学校給食センターの栄養士は、やはりこのような指導をしているんじゃないでしょうか。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

学校の栄養士につきましては、業務の業者の責任者に対して献立指示書によってするようにしていますが、今の議員指摘の分に対して、内閣府の地方公共団体の適切な請負（委託）事業推進のための手引きというのを概略を述べさせてもらいました。先ほど言いました東京都の杉並区、これの判決のまとめた分を読ませていただきます。

この内閣府の手引きの中に、学校給食調理業務の効率的な実施方法の紹介ということで、モデルが示されています。

その中に、「契約書の内容」として「民間事業者は、請負（委託）契約の際の仕様書内容に基づき、地方公共団体の示す献立表に添った調理を行うこと」と、それから、「食中毒などが発生し、地方公共団体が民間事業者から損害を負った場合には、民間事業者が地方公共団体に対して損害賠償の責任を負う旨の規定を明記する」ようにしています。

それから、「仕様」に関しましては、「民間事業者は、地方公共団体が作成した献立表や作業手順書等に基づき、地方公共団体の提供する食材を使用し調理すること」とします。「作業手順書」には、「食器具の洗浄・消毒・保管に至るまでの手順や、計量・下処理・裁断・混合・加熱処理・調味等の手順を記載」するようにしています。

「業務実施の方法について」においては、「必要に応じて、地方公共団体と民間事業者との打ち合わせを行います。」「地方公共団体が献立・材料・数量・食材の切り方等について、指定の様式を用いて民間事業者に提案を行うこと」としています。

このようなことを述べた後に、「学校給食調理業務の委託に当たっては、東京地方裁判所判決（平成16年5月19日）言い渡しも参照してください」というふうに記載されています。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

いろんな見解はあるんですけど、それは、そういったふうに労働局が是正をなささいという事例だってやっぱりあるんで、それはもうちょっと……。

だから、私も言ったように、いろんな見解があるということは、この前も言った

ようにあるんですよ。

それで、問題は、やっぱりそれじゃ直接的な指示、指導というのはしてないんですか、全然。簡単に教えてください。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

これ、東京地裁の判決の中にそのあたりが触れてあるんですが……

○議員 10番 川上 誠一君

芦屋の給食センターは、そういった指示をしているか、していないか、それだけで結構です。

○学校教育課長 岡本 正美君

契約の内容が一緒ですので、そのあたりで——わかりました。指示関係につきましては、業務責任者という方が業者の中におられます。その方に対して、先ほど言った献立指示書、このようにつくってくださいという指示はしてありますが、この指示をもってすぐに偽造請負ということにならないという考えを持っております。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

そういったように、責任者に対して指導をやられているのなら、それはそれで結構ですけど、それなら、もう後は言いませんけど、それじゃ、さっき言ったその学校給食法基準、それに対して、学校給食基準はちゃんと調理員に指導しなさいということ言っています。それからは逸脱しているということを私は申しておきます。

次に、問題になるのは、二の事業経営上での独立のうち、ハの単に肉体的な労働を提供するものではないという要件です。

まず、これは（1）では、「自己の責任と負担で準備し、調達する機械、設備若しくは器材又は材料若しくは資材により、業務を遂行すること」になっています。給食調理室やその設備を提供しているのは芦屋町ですから、これは満たしようがありません。

それならば、給食調理業務を民間委託しようとする場合には、作業場となるところを借りるという場合もあります。で、借りるという場合については、給食施設設備について、発注者から借り入れたり、購入したりする場合には、請負契約とは別に、双務契約が必要となっています。その場合には、適正な賃料を課さなければなりません。そういったことをやられていますか。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

現在やっておりません。近隣の市町村でも、岡垣町と水巻町が民間業者に委託しておりますが、こういった契約はしておりません。

なお、北九州市教育事務所に確認しましても、こういった委託契約をしているところはないというふうに聞いています。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それは、できれば労働基準監督署に問い合わせてください。数億円の施設を、5

億円からの施設をつくるわけなんですけど、その適正な賃料はどのぐらいになるかという、そういった点においても双務契約における場合は、これは、例えば幾らでもいいということで50万、100万でいいとうふうなことをやった場合には、当然労働基準局からは、いや、適正な賃料としてもう一回やり直ささいということで指導される自治体も多いわけです。

ですから、新しいそういったものをつくったときに、幾らの賃料を払わなければいけないという点では、それは、やっぱり相当な賃料を払わないと双務契約が認められないということに、私はなると思います。

それから、(2)にあります「自ら行う企画又は自己の有する専門的な技術若しくは経験に基づいて、業務を処理する」というところでは、これは専門的な技術もしくは経験というのは何かと言うと、これは厚生労働省が「請負業者として全体的に発揮すべき企画性、技術性、経験を指すのであって、個々の労働者の有する技術又は技能等や業務自体の専門性をいうのではない」ということで、個人の調理師さんの水準が高いからいいという問題ではないということです。給食内容を企画し、調理方法といった技術に関することを決定するのは自治体職員である栄養士ですから、給食会社は、専門的な技術もしくは経験に基づいて業務をしているとは言えません。そういった点で、(1)も(2)も否定されるわけですから、二つの件も満たしていないということになります。

だから、私は、これは必然的に偽装請負になるということを指摘しているわけです。

それとまた、上の項目のロについては、「業務の処理について、民法、商法その他の法律に規定された事業主としてのすべての責任を負うこと」が要求されています。しかし、学校給食法によれば、学校給食衛生管理基準に従って学校給食の適正な衛生管理を図る義務を負うのは、あくまでも学校給食を実施する教育委員会です。したがって、学校給食施設で衛生上の問題が起きたとき、保健所の検査等が行われれば、その自治体の職員及び学校関係者が立ち会いを求められ、保健所からの指導・指示も自治体職員で行われるわけです。ですから、このことも事業主が責任のすべてを負うということにはなりません。

ですから、こういった点から、やはり各地の労働局がこれまでも、幾つも自治体に対して学校給食の調理業務の委託が偽造請負に当たるとして是正を行っているわけです。

今の資料の中の最後に点検シートというのがあると思います。この点検シート、派遣と請負の区分基準に関する自主的 point 検査事項ということで、この中で、一つでも「いない」という項目があったら、これは偽造請負になりますというふうになります。

この点検を請負業者みずから、また、自治体みずからも点検シートに従って判断してください。この中で、2、3、4は、先ほど言った業務の処理に関して、それから機械、設備をみずから所有しているか、そして、4項目めには、双務契約がなされているか、これに対して一つでも「いない」というのがあったら、これは偽装請負になるので、ちゃんと是正してください。是正するといえ、その請負ではなくて、派遣にするということにしかありませんが、自治体は派遣は認められていません。

そういった点で、こういったことがあったときには、判断に困る場合には、最寄りの都道府県労働局にもお問い合わせくださいとなっていますので、できたら、ぜ

ひ労働局のほうに、こういった条件で新しい5億円の給食センターをつくって民間委託をすれば、これは偽装請負にならないかということ、1回確認してください。どうですか。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

先日、福岡労務局のほうに、この偽装請負の件で一般的な考え方について確認をしております。その中で、労働局のほうに、この判断につきましては労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準に関する疑義応答集というのがあります。

この中のQアンドAに関して、このような形になりますという答えをもらっています。それと、私のほうが、東京杉並区の判決が出ておりますが、これに対する見解はどうなんでしょうかという問い合わせをしましたところ、これに関してはノーコメントでした。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

とにかく、新たにつくるんですから、杉並区とまた違う部分もありますから、とにかく労働局のほうに詳しくして、問題ないようにしていただきたいというふうに思います。

それで、なぜやっぱりこういった質問をするかと言うと、私はやっぱり学校給食については、その建てかえについては賛成です。ただ、それであっても、そうしたら何でもいいのかといたら、やっぱりそうではないというふうに思います。やはり法令遵守、それが自治体としては必ず守らないけんことだなというふうに思いますし、法令遵守を、自治体が守らないということになれば、町民自体も、町が法令遵守しないのであれば、自分たちもする必要がないではないかといった、そういった信頼関係がやっぱり崩れてしまうということです。

そういった点で、やはりぜひそういった、特に労働法制についてはきちんと守るべきだというふうに思いますが、最後に町長の見解を伺います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今、ちょっと答弁がお互いかみ合わないというか、川上議員とも話したことがあって、白と黒があって、グレーの段階の中のいろんな論議でございますので、いま一度、川上議員が言われるように労働局に尋ねて、しかるべきご返答を議員にさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

時間がないので次に行きます。次に、町立芦屋病院の独立行政法人化についてです。

独立行政法人化は、住民への医療サービスが担保されずに、行政としての地域医

療を守ることができるか不可解であると。住民への医療サービスが担保できない独立行政法人化は見直すべきであると、私は考えます。

また、計画されている病院の建てかえについては、計画されている院外処方についてのメリット、デメリットを住民に十分説明し、意見を伺うべきと考えるが、その点は、いかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

川上議員3点目の町立病院の独立行政法人化についてという問いで、住民への医療サービスが担保できない独立行政法人化は見直すべきであるという項目につきまして、私のほうから答弁させていただきます。

このことは、全協等でもいろいろ、るるお話しさせていただいたと思うわけですが、国は、公立病院改革ガイドラインの中で、黒字の病院であっても、将来にわたって順調な経営状況が持続する保証はない以上、病院経営のさらなる改善を目指して、経営形態の見直しを行うべきであるという考えを国のほうは示しておるわけであります。

これは、現体制では経営環境の変化に対して迅速かつ弾力的に職員の増員を図ったり、職員のモチベーションを高めるための給与体系を採用したりすることは限界があり、経営の自立性向上に向けた経営形態の見直しを検討することが不可欠であるという考え方であります。

議会におかれても、平成24年6月議会におかれて調査特別委員会報告がございました。その中で、経営形態については、病院トップの権限が限られており、意思決定に当たり迅速な対応が困難であるとされ、責任ある病院トップが考えたことを実行できる自立的な組織体制が必要であるので、経営形態検討委員会によりよい形態を検討されたいという報告書が出たわけであります。

そこで、経営形態検討委員会では、4つの経営形態について論議がなされたわけでございます。1点目が地方公営企業法全部適用、2点目が地方独立行政法人化、3点目が指定管理者制度の導入、4点目が民間移譲、以上の4つの経営形態の中で検討が行われました。

そして、経営検討委員会からの答申は、将来的な環境の変化や国の医療施策に対応できる医療機能の変更が必要であり、それが永続的に町民の医療、介護、保健、福祉を守ることになるという前提に立ち、給与、教育の充実により、働きやすい職場環境を目指すこと。病院の権限による医療職員の確保及び環境整備の機動的かつ柔軟な意思決定による経営改善の期待が大きいため、自主性と公共性を同時に担保できる地方独立行政法人が最も望ましいという答申が出ました。

現在、芦屋中央病院は、議員もご存じのように黒字経営ではありますが、将来にわたって地域住民のために安定した経営のもとで良質な医療を継続して提供することが求められております。なお一層の効率的な運営による健全経営を目指す積極的な施策として、地方独立行政法人へ移行するという決断したわけでございます。

以上で独立行政法人の件については、私のほうから答弁をいたしました。

次の、薬局については、病院事務長のほうから答弁をしてもらいます。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

私のほうからは、院外処方について答弁をさせていただきます。

国は、患者本位の良質な医薬分業を推進するため、外来は院外処方とし、薬剤師は入院患者に対しては、薬歴管理や丁寧な服薬指導を行うこと、医師や看護師等の医療従事者に対しては、医薬品情報を適切に伝達し、薬剤を安全に使用するための助言を行うことを提言しております。

院外処方につきましては、患者がかかりつけ薬局を持つことで、薬剤師に薬の一元管理をしてもらうことが望ましいとしております。

そのメリットとしては、医師と薬剤師とのダブルチェックが可能となること、重複投与や相互作用のチェックができること、処方箋によって、患者に処方内容が開示されることなどが挙げられます。また、デメリットとしては、現状の診療報酬では若干費用が高くなること、患者が医療機関と薬局の2カ所に行かなくてはならないことが挙げられます。

以上のことを踏まえた中で、新病院での計画では外来診療での薬の処方については、院外処方としています。

新病院の基本計画素案の住民説明会におきましても、院外処方の件に関しましては、さまざまなご意見をいただいております。そのメリット、デメリットにつきましては今後も丁寧な説明をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは、独立行政法人の問題についてもう一度聞きますが、確かに特別委員会では迅速な決断ができるようにということで表現されていますけど、それは企業会計の全部適用でもできるわけなんで、選択肢はいっぱいあるわけです。

独立行政法人化の定款についてのきのうの質疑の中でも明らかになったように、中期目標、中期計画は議会の議決が必要とされています。しかし、これは3年以上5年以下、大体おおむね5年が多いようですが、期間で定められるものであって、毎年度の年度計画は、独立行政法人が定めて、町長に届けて公表すればいいだけで、議会の議決も必要がないといった状況で、議会とのかかわりが相当チェックがきかなくなってきました。現行の形態であれば、予算、決算が審議、議決、認定されて、住民の代表として選ばれている議員のチェック機能が働くことから、実質的に大変異なる仕組みになるというのが明らかです。

総務省の研究報告書の中では、独立行政法人にする意義について、議会の関与があると、この制度を導入する意義がないと言って、まるで議会が関与すること自体が悪いことみたいなことが書かれてあります。独立行政法人化の目的が、これによって本当にストレートに表現されていると思います。議会の関与が後退することは、町立病院としての役割を維持・向上させていく上で極めて重大なことだと思います。

さらに、住民監査請求の対象から除外されてしまうなど、地方自治法に定めた住民参加の形態が弱体化されるということが行います。こういったことは見過ごすことはできません。このことについて、どのようにお考えになるか、伺います。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

お答えいたします。

病院の医療環境につきましては、非常に激変しているというところがあります。今回の診療報酬の改定におきましても、新しい病棟の施設基準等が打ち出されております。先ほど、町長の答弁の中でも、やはりそういったものに対して迅速な対応、そういったものが求められるところであります。

そういった観点から、また、医療現場で働く職員等の資質向上、働く意欲、そういったものを高めるためのいろんな労働環境の整備も必要かと思えます。そういった意味で、迅速な対応をとり得ることができる、しかも、病院の理事長、理事会の判断の中でそういったものができるということが、地方独立行政法人の特徴ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

私が聞いたのは、議会の関与とか、住民の関与、そういったものが後退してしまう。その点がどうなんだということを聞いたわけです。

次に、乳幼児・子ども医療制度の拡大については、10月より通院の無料化を小学校6年までに拡大するとしたことは大変歓迎するものです。しかし、県内を見ますと、通院、入院を18歳まで拡充している自治体が1自治体、中学3年まで拡充している自治体が現在4自治体あります。郡内では、水巻町が平成28年度中に中学3年までの検討を行っています。定住化促進にもつながると考えますが、今後の中学3年までの拡充の考えを伺います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

時間も余りないので、少し、はしょって答弁させていただきます。

過去の経緯につきましては、今、議員言われましたように、平成24年4月から町独自で小学校1年、中学3年までの医療費制度を導入したわけですが、今回、近隣自治体の動向も踏まえ、本年の10月から小学校4年生から6年生までの入院外も無料とする提案をさせていただいております。

川上議員のお考えのとおり、さらに制度を拡大することにより定住化促進にもつながっていくと思われるわけですが、何分やはり経費がかさんでくるわけですが、今後の制度のあり方につきましては、引き続き近隣自治体の動向把握に努めるとともに、やはりこのことは子育て支援という観点の中からも、県の制度の拡大を陳情し、県に要望活動を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今おっしゃられたように、これはまた自治体だけでやる問題ではなくて、県や国の、今言われる要望、実施を求めていくことも必要だと思います。ぜひ父母の方も喜ばれる中学3年まで、また、高校卒業までの医療費の無料化の実現のために努力していただきたいというふうに思います。

次に、地域包括ケアシステムの構築について伺います。

この構築は、高齢者が、住みなれた地域で安心して生活ができるようにするために必要な取り組みです。しかしながら、そのための柱とされた24時間地域巡回型サービスは、全国の自治体の1割、広域連合下では田川市のみ状態です。

サービスが普及できていない原因と今後の対策について伺います。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

お答えいたします。

定期巡回型24時間訪問介護看護事業は、平成24年4月から始まったサービスで、保険者が指定した事業者のホームヘルパーと看護師が、要介護の高齢者宅を1日に数回訪問し、食事支援、排せつの介助などを行うものです。

また、利用者から連絡があれば夜間でも駆けつけることが特徴で、在宅で24時間介護を受けられるサービスでございます。

しかしながら、このサービスは、夜間対応スタッフの確保、多くのスタッフの雇用が必要になることによる採算性の問題が指摘され、事業者の参入が厚生労働省の見込みより進んでいない状況がございます。

この対策について、保険者である福岡県介護保険広域連合に確認しましたが、このサービスは、特別養護老人ホームやグループホームのように総量規制の対象ではございません。参入を考えておられる事業者があれば、広域連合として情報提供や助言を行っていきたいということでございました。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

この制度につきましては、本当に全国的にも進んでいないという状況で、実施されているところでも、高齢者サービスつき住宅とか、民間の老人ホームとか、そういった大きいビルの中に入っているところから行われているという、そういった状況で、一般的な地域の中で24時間巡回サービスが行われるという介護の分野については、なかなか進んでいないというのが実情です。

それで、私は、この地域包括ケアシステムについては、これ自体目指す方向については否定しませんし、私もそういった方向に進めばいいと思っています。地域の力を強めてボランティアをもっと活発にする、そういったことについても、やっぱり支援しているものです。

しかし、今、国がやろうとしていることは、残念ながらそういうことにはなっていないんじゃないかなというふうに思っています。地域包括ケアでは、その状況が準備できる前に、まず、施設や病院から高齢者を締め出していく、その上で行き場をなくしてから在宅誘導している、そう見えてなりません。24時間巡回型サービスも、今度の改正の中では前進させる具体的な手だては何も見えていません。夜勤の訪問介護はどうするのか。医療と介護の連携はどうするのか。これらは、これから大変な課題だと思いますが、こういったことをちゃんと論議して進めるべきだったというふうに私は考えております。

芦屋町においては、町立病院では医療との連携が進んで、地域包括ケアの充実というのも考えられますが、介護の分野については、なかなかそういったものも見えません。地域力やボランティア育成も大いにやってほしいんですが、本来、ボラン

ティアは自発的に基づいたものです。それを今まで専門家や行政がやっていたことを肩代わりということでは、残念ながら発展しないというふうに思います。国の制度設計自体が自立、自助、互助を強調して、介護費用抑制ありきでは、よりよいものにはならないというふうに思います。介護保険の改正もこれからであります。介護を受ける人も、介護を支える人も、誰もが安心してできる公的介護保険制度への改善を求めるものです。

また、その不十分な施策については、町独自の支援を行っていくことが必要ではないかというふうに思います。それについて、町長、どうお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

この24時間訪問型介護事業、今、先ほど課長が答弁いたしましたように、このこともやっぱり事業者が申し入れ、参入していっていかなければならないと。

今、議員が言われたその町の支援が、例えば事業者が芦屋に手を挙げてきたと。そうした場合に、その事業者に支援をする。果たして、今、グループホームだとか、小規模多機能だとか、今度、特養ができるわけですが、じゃあ、その人たちに支援はしなくていいのかとか、そういう問題も出てくるわけですが。やはり不十分になるということですが。

いずれにせよ、この問題は、議員が一番詳しいわけですが、まだまだ今からいろいろ成熟させなければいけない難問がたくさんあるわけですが。今後とも連合にいろいろ働きかけていきたいということで、答弁を終わらせていただきます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

次に、6点目、海岸保全事業については、柏原西方護岸の浸食対策、夏井ヶ浜海岸の崩落防止対策の事業が進められていますが、対策事業を円滑に進めるには、関係者への説明と理解を得ることが重要だと考えますが、所見を伺います。

また、2つのどう山の崩落防止工事については、今後、福岡県の治山事業で進められるとありますが、具体的なタイムスケジュールはどうなっているのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

対策事業を進めていくに当たり、関係者への説明と理解を得ることは非常に重要なことであると理解しております。

今後の柏原西方護岸の浸食対策の進め方には、現在、改修のため柏原漁協海岸保全事業費用対効果分析業務委託を行っております。業務内容としましては、破損や老朽化した護岸等の施設の現地調査、3から4種類の改修・修理方法の検討及び概算工事費の算出、改修・修理工事の費用対効果の分析を行っております。

また、これとあわせて、事業実施に当たり国、県の補助金を活用するため、福岡県を通じ予算の確保、スケジュール等の協議を水産庁と進めています。

平成26年度は、費用対効果分析結果をもとに、柏原漁協海岸保全区域老朽化対

策計画実施設計委託を行い、老朽化対策工事の対象箇所の設定、工事方法、スケジュール策定、工事の実施計画を行います。

平成27年度には、老朽化対策計画実施設計により、西方護岸の改修工事を実施していく計画としております。

なお、漁協や柏原地区等の関係者への説明につきましては、平成26年度に実施します柏原漁協海岸保全区域老朽化対策計画実施設計委託の契約後、町及びコンサルタント業者を交えて、夏ごろをめどに実施したいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

夏井ヶ浜海岸の崩落防止対策につきましては、福岡県による波浪対策工事と芦屋町の崩落防止工事があり、この2つの工事を福岡県が一括して行うことで現在調整を進めております。

今日までの経緯につきましては、昨年、平成25年1月から全体事業の概要説明を田屋区、それから漁協、隣接者等に実施しております。その後、3月には工事に必要な海岸保全区域の指定にかかわる説明を、関係者に実施しております。6月には、地質調査にかかわる説明も行っております。今後も福岡県と調整しながら、具体的な工事内容等につきまして説明を行い、関係者のご理解のもと事業が推進できるよう努力していきたいと考えております。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

2つのどう山についてお答えいたします。

2つのどう山につきましては、現在、保安林の指定が魚つき保安林であるため、治山事業を進めていくために、土砂防備保安林の指定を受ける必要があります。そのため、平成25年11月13日付で、保安林重ねがけ指定の申請を行っております。

福岡県の治山事業の具体的なタイムスケジュールにつきましては、まだ決定しておりません。新年度に入り予算の状況を確認しながら、県と町で協議し、工法や施工箇所、優先順位等を決めていく予定としております。

また、北部九州豪雨のような突発的な災害が発生した場合には、被災箇所を優先して復旧を行うため、8月以降の状況を見て、平成26年度実施するか判断する予定となっているということになります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

もう時間がないので、このくらいにしていますが、とにかく、やはり関係者の声をよく聞いて、関係者の声が反映した対策をスピード感を持って講じてもらいたいというふうに思います。

次に、2項目めの国民健康保険についてです。

国会に提出されたプログラム法案では、市町村が運営する国民健康保険を都道府県単位の広域化するために、1人につき30万円の医療費について、都道府県単位

で共同負担する保険財政共同安定化事業の現在の仕組みは2014年まで継続ですが、2015年から、保険財政共同安定化事業の対象医療費を拡大し、1円以上とします。

国保財政の都道府県化は、国保の広域化を意味するものです。町は、広域化についてどのように考えているのか。また、芦屋町にどのような影響があるのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 池上 亮吉君

プログラム法案は平成25年12月に成立し、国保関係としましては、平成29年度までに市町村国保の運営主体を都道府県に移行することが明記されております。

なお、保険料の賦課徴収や保健事業等については、市町村の役割が積極的に果たされるよう、都道府県と市町村とで適切に役割分担することになっております。

国保の広域化についての町の考え方としましては、法案として成立したものであり、医療保険制度を維持する観点からも必要なものと認識しております。

ただし、移行に伴い、保険料の設定、県と市町村の役割分担とその明確化、財政上の構造的な問題への対応などの課題について、今後解決に向けて検討が行われます。当面の具体的な作業としましては、保険料の試算、影響分析などが予定されており、今後の国からの情報提供や課題の検討結果等を踏まえ、芦屋町にどのような影響があるか調査・研究を行いたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

この国保の広域化の問題で一番問題なのは、もともとこの国保の広域化をして、保険料を上げろうという、そういった国の思惑があります。今、芦屋町でも国民健康保険の保険料を抑えるために、一般会計からの繰り入れ等を行っております。もともとは国保基金からの繰り入れをしていたわけなんですけど、平成17年に国保基金がなくなって、それで、17年度から一般会計から繰り入れられています。それで、この近年では、平成24年で1億1,000万、平成25年で1億円、平成26年でも現在5,000万繰り入れられるという、そういった状況ですが、こういったことを行って行って、保険料が上がるのを押さえてきたわけなんですけど、ただ、今度、国がこういった国保の広域化になった場合に、この福岡県内でも一般会計の繰り入れをやっている自治体は、全ての自治体が行っているわけではありません。

例えば、繰り上げ充用については、平成24年度は25市町村で総額80億円、一般会計からの法定外繰り入については、平成24年度で、42市町村で149億円という、こういったお金が繰り入れられて、我が町の国保を少しでも抑えようという努力をされているわけなんですけど、今後、そういったように広域化されると、あの町は一般会計から繰り入れよるけど、ここは入れよらんと。繰り入れよる町は住民に対していい顔をするなというみたいな、そういった指導が行われて、最終的には一般会計からの繰り入れを全てなくして、それを全部保険料に転嫁していくというそういった考え方を思っております。そういったふうになれば、国保料はぐんとはね上がってくるわけなんです。

ただ、今度の法改正の中でも、国保の一般会計の繰り入れは、保険者は市町村のままであって、今までどおり繰り入れることができるということはどうもありません。そういった点では、たとえ来年度からの国保の広域化で1円以上が対象となった状況になっても、町は今までどおり国民健康保険に一般会計からの繰り入れをして、そして、保険料の軽減を抑えるというそういった立場をとるべきだと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 池上 亮吉君

この国保の広域化につきましては、先ほども申し上げましたとおり、今後いろんな形で、特に、今、保険料が一番大きな問題になるかと思われまますが、検討が行われてきます。そういったところの動向を踏まえた中で、芦屋町としての考え方を示していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

そういったことも、今後まだいろいろわからない点もいっぱいあると思うんですけど、今の時点で、やはり今までどおり国保への一般会計の繰り入れは、町としてもやっぱり行うべきだという、そういった立場に立ちますかというそこら近所を聞いているので、その点をもう一度お願いいたします。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

これまでもずっと一般会計からの繰り出しは、基本的に赤字にならないような措置としてやってきているわけです。

片一方で、医療費の抑制のために健康づくりも大切なことであって、こういうのを相乗的にやるというその町の精神は、これまでもずっとやってきております。

それを踏まえて、繰り出しのことも今後とも考えていかなければと考えております。以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

以上で終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で川上議員の一般質問は終わりました。

○議長 横尾 武志君

ただいまから執行部の席の移動がありますので、暫時休憩いたします。再開は11時5分からいたします。

午前10時57分休憩

午前11時05分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

次に、9番、今井議員の一般質問を許します。今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

9番、今井です。

最初に、件名で上げておりますように、収入の増加策で上げております。

この収入の増加策というのは、昨年の12月に、既に一般質問の中で、最後のところで町長とお話ししたと思いますけど、一般会計のいわゆる歳入、収入の増加をきちんとしなければいけませんよねと。これが、いわゆる行政、国でも、県でも、町でも一緒でしょう。一番重要な一丁目一番地、これなくして行政は成り立たないという認識なんですけども、この件名の上げ方の、私が何度も12月にも言ってるんですけど、これが一番重要だという認識については、町長、間違いないでしょうか。そこをまず、件名の間違いはないか、まず確認させてください。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今井議員のおっしゃるとおりでございます。また後から。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

この一般会計の収入の増加策、昨日の施政方針の中でもいろいろ出ておりましたけど、いわゆる住民税、それから固定資産税が大きなものであります。それが、今のたばこ税とか、いろんなものがありますけども、我々行政の中で努力できるというものは、やはり住民税と固定資産税の中に、どうやって我々が政策、施策を打つか。これが一番重要なこと。

それを打つためには、私の考えるポイントは、きょうここに上げております人口の増加策がまず第一番だと。人がいなくなったら税金が入ってきませんから。それから、2つ目は、いわゆる雇用、仕事のことをどう提供できるかというこれ重要なことです。もう一つあるんです。これは産業の育成。産業の育成と雇用というのは、どっちかしたら似てるんですけど、今回あえて上げませんでした。そこまでのテーマを上げると、とても1時間では終わらない話になりますので、とりあえずは、雇用の増加策はどうかということで、今までやったことの効果、両方の、2つの項目の効果、それから、将来にわたってどのようにやるかということで質問をしたいと考えております。

最初に、要旨に述べております人口増加策。この人口増加策をどのように、波多野町長、この2期7年間の中でやられて、どのような効果が上がったかをご説明お願いいたします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

数字的なものがありますので、企画課長のほうから説明させます。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

人口増加策を、定住化策ということでご説明します。

まず、浜口住宅開発で、1月時点で40戸中29戸の戸建てがあります。推計値ではありますが、固定資産税が約170万円の増加。これは軽減特例を見込んだ数値ですから、3年後には税収の増となります。住民税につきましては、他市町から転入された方が9戸おられますので、その方の分が純増となります。

次に、定住化奨励交付金に係る数字です。平成26年度からの申請になるため、その際のアンケートを実施し、評価をしたいと考えていますが、平成25年は、新築目標23戸に対し29戸。これには浜口住宅分を含んではいません。中古住宅は目標17戸に対し21戸。推計値といたしましては、新築固定資産税が約170万円の増加、住民税につきましては、転入された方が30戸おられますので、その方の分が純増となります。

ソフト事業としましては、施政方針にもあります学校教育では、小学校4年生までの35人学級、中学校3年生を対象としたイブニングスタディー、芦屋型小中一貫教育連携事業など、学力向上事業は他町に比べ力点を置いて特徴を出しておりますし、子ども・子育て支援では、乳幼児・子ども医療助成事業など、各種の事業を行っておりますが、効果を数字であらわすことはできません。

ただ、担当課は、PDCAサイクルにより、指標による事務事業の実績、事務評価を行い、次年度への改善検証を行い、進めております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

人口増加策としては、ほかにはないんですか。これだけでよろしいですかね。今言う170万円の増加と、20戸か30戸かの戸建て。これは消費税が入っていますので、今度は消費税が上がるということで、多分このような助成をすると、駆け込み需要とかがあるんで、相当伸びているんじゃないかなと思いますけど、来年度以降にはもっと落ちるんじゃないかと私は考えています。

それから、ソフト事業に関しては、教育だけを挙げられましたけども、これについては効果の測定のしようがないというご回答ですけど、この辺の事業、施策をやるけども、効果の尺度がないと言われてはいますけども、その辺は最後のほうに、こういう方法もあるんじゃないかという私の案もあわせてお話ししたいと思います。

今のようなことをやって、今後、芦屋町は今1万3,000から4,000、まあ5,000、この辺はちょっと動いているところがありますから、どこという捉え方のところで違いますけども、今、町が出されている一番最近の我々の情報ですと、先日出されました芦屋町の病院の設立の中の数字を見てみると、20年後には人口は増加するどころか、1万人になりますよと、みずから行政で言われてはいますけども、この数値はちょっと私は驚いてるんです。先ほどから言ってるように、我々は行政として、また、議会はチェック機能なんですけども、人口を最低限歯どめをかけるというような施策を打っていかなくちゃいけないのに、みずから20年後には、もう3分の1の人口がなくなりますよと言っている。これについては、非常に私自身不思議、間違いじゃないかと。極端な言い方をすると、無策だというふうに思っています。

ちょっと回答を、そこに乗っける要旨から1つ飛びますけども、じゃあ、この人口増加策を将来的にどのようにされるのか、そこもちょっと聞いとかなないと、1万人になるということの相関性が出ませんから、将来的にはどのように人口増加策

を考慮しておられるのか、まずその策を聞いてから、次に進みたいと思いますけども。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

病院の数値についてまずご説明します。

基本計画にあった病院の数値につきましては、国立社会保障・人口問題研究所というところが、全国的な将来人口予想を出したものでございます。その中で、最後のページ、最後の項目で、平成52年の人口推計ということで、約1万537人ということがうたわれてあったという数字でございます。

それでは、将来の策についてお答えいたします。

第5次総合振興計画では、日本の総人口そのものが減少しており、芦屋町における将来人口推計でも、平成32年では1万3,700人と予想しています。平成25年10月では総合振興計画での推計値1万4,884人、住民基本台帳では1万5,128人、やや上回っているものの、推計値近くになると思われま

す。総合振興計画では、町有地の有効活用や子育て、教育環境の充実などに取り組み、定住促進に努めることで、人口減少を抑制していくことが必要である。このような考えで、総合振興計画の施策全般の推進を前提に、平成32年の目標人口を600人増の1万4,300人に設定しております。

平成26年度事業では、乳幼児子ども医療費助成の拡大、空き家対策と定住化促進事業の取り組みなどを進めていくほか、町有遊休地の売却、雇用促進住宅芦屋宿舎につきましても、雇用支援機構による公募売却に取り組むものと考えておりますし、民間事業者による福祉施設などの設置にも期待をしております。

また、将来的には、町営住宅長寿命化計画での町営住宅跡地の活用、自衛隊官舎跡地の活用要望の検討など、いろいろな手段を考慮しながら、定住化、人口対策などの調査研究を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

いろいろなことを言われましたけど、調査研究を進めていきたいと言われました。まあ、それ調査研究を進めるでしょう。どのような人員体制、要員体制で行われるんですか、これは。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

今、企画政策課のほうで、とりあえず施策をたたいて、その後は庁内プロジェクトを考えていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

町内プロジェクトということは、住民を巻き込んでプロジェクトをするという計画があるんですか。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

一丁目一番地のご提案ということで、これについては、正直に言いまして、具体的に雇用、それから人口増対策、ご質問にあるような全体的にこれに取り組んでいこうというのは、これまで若干特定の部署をつくって、その中で充実して、雇用増加、それから人口増加について考えていこうという部署を設置したというところは、過去においてなかったというふうに考えております。

このことについては、重要な問題でございます。当面の間は、やはり企画政策課の総合政策係というものがございますので、具体的に今後どのように進めていくかということも含めて考えていくべきことだと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

なぜ、このようにそのところを言っているかということ、ちょっと資料を、私はもう言葉を忘れていて、一応言います。これは、私が平成22年の第2回定例会で質問した内容です。私の質問の内容を、ちょっとはしょって読みます。

執行部に、私は「今、この芦屋町は、お聞きしたように、雇用の場をつくるために、また、人員をふやすために、行政と議会と一緒に大きなターゲットで進みましょう」という質問をしたんです。これ平成20年にもしています。22年にもしております。

そして、平成22年の回答は、「1月から企画のほうに総合政策係を設置して、いろいろなプロジェクト、それから全庁的な緊急課題に取り組むようにしています。したがって、今言われましたことを大規模な、大きな雇用の場づくりの計画については、その中で研究を進めて、どのような形になるかということを中心にしていきたいと思っております」というのは、平成20年にも答えているし、平成22年にも答えている。きょう言っても答えているんです。同じ答えなんです。なぜ、私、そう言うかということ、毎回言って、やります、やりますと言って何にもやってないから、無策だから人員は減ってくるんです。国が出している数字でも1万人になっている。いや、芦屋町はそうは言ってませんと言うけども、国が言っている数字というのは1万人なんですよ。

だから、ここに政策を打たない限りは税金は上がってこないし、たまたま、今、ボートがちょっといい。過疎債が使える。だから、安定してますけど、先はないんです。芦屋町は、これでは。私はもう2年ごとに言ってるけども、やります、やりますと、やってないから、ここをもう一度言っているんです。2年ごとに質問して、同じ答えで、答えが来ないから言っているということを、まず言います。

ですから、代替案を提案すると、よく議員は言われます。今井さんは言いつ放しじゃないかと。代替案は、こういうことです。いいですか、今、私が言っていることをきちんと人口の減少を分析することから始まるんです。これをしとかなないと、人口の減少が自然減少なのか、社会減少なのか。これは専門家の皆さんだから、私が言うことはないと思うんです。自然減少というのは、死ぬ人のほうが多いから、どんどん減っていくんですよと。社会減少というのは、転入転出の差でこうなりますよと。それがわかれば、それに対して、また、どの地区か、どの年代がどのように動いているかということのリサーチして、そして、対策を打つから、例えば、2

0代の子どもを育てるような人が足りないから、それを育てていけば人口がふえるということならば、子育て対策と施策を打つんでしょうが。そういうリサーチをしていけば、効果はきちんとはかれるし、対策も打てるんですよ。そこが全部、今、ネグられている。きのうの町長の施政方針も、すごく僕は、いいことだと思いましたよ。

だけども、バック的なデータベース、分析が何もないから、訴える力がないんですよ。だから、私は先ほど失礼だけど、無策だと。非常に厳しいことを言っていますけども、その辺は毎2年ごとに私が言っているのに、同じ回答だから、厳しく言います。やらないと、この町は20年後、1万人以下の過疎の町、過疎債というものを使って、過疎をとめましょうという自立計画もつくられているでしょう。過疎債を何百億使ったんですか。過疎債を使って、過疎にしないような町の対策を立てたんでしょ。その効果はどこに出てるんですか、過疎債の。私の分析だと、ハード事業の建物の修理とか何かしかやってなくて、実際の過疎をとめるような施策には使われてない。国の重要なお金、30%は町民の税金、それをずっと繰り延べて払っているけども、いわゆるハード事業、ソフト事業を含めて効果が見られる過疎債の使い方にもなっていない。過疎債を使うためには、この町の自立をします、過疎にならないようにしますとずっと文書をつくって国にも出しているし、町民にも示しているんでしょ。そうですよね。何も実行されていない。だから言ってる。

過疎債は、非常に大きな利点があるから、確かに有効なことで使ってますけど、やはりこれは実のあるものに使っていかないと、結果的に、僕は今は非常にいい時期だと、12月にも言っています。今は非常にいい。ここで我々がきちんとしないと、次が繋がらないよというふうに言っています。言いつ放しになりますけど、町長、何かあれば。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

それは、今井議員のお考えは、るるお聞きしましたが、過疎債の使い道ということですが、今井議員ご存じのように、今、過疎債を使って本庁だとか、図書館、中央公民館、いろんな施設というのは、もう40年近くたって老朽化しているということで、新築はできないけど、耐震だとかそういう、これも、いわゆる人口の抑制、それから、芦屋町はこういう設備があるというような形で人口呼び込みの、これも一つの対策であろうかと思えます。

それから、教育の問題。一つ一つ言いませんけど、やはり若い人に住んでもらうということは、やはり教育力を高めて、この町に住めば、いろんな子どもの教育に手厚い施策がありますよというアピール、それから、子育て支援についてもそう。そういうことで、ほかにもいろいろあるわけですが、そういうことで芦屋の魅力を発信する、芦屋に住んでみたいというような形の中で、そういうような施策をつくっておるわけですが。

さっき、20年後は1万人ということで、マスタープランの中では、先ほど課長が言いましたように、そういう数字にはなっていないわけですが、抑制をするとともに、若い人に何とか転入していただきたいというような施策は打っておるつもりであります。

まあ、考え方の違いといえば考え方の違いなんだろうけど、ただ、もうこのことはご存じのように、遠賀郡4町を合わせて100とした場合に、土地の面積とい

うのは岡垣が50%を占めている。それを8分割すれば、芦屋は8分の1なんです。8分の1の中のさらに自衛隊に基地をとられておるとい形の中で3分の2しかないということで、そして、そういう中で、都市計画のいろんな形の中でかぶりがかかっておるとい形の中で、なかなかやはり定住化、人口増、じゃあ、どういふふうにすれば、どっと来るのか。どっと住んでいただけるのか。昔のように、鑄鍛鋼が来たときに、10階建て、ずらっと新日鉄の子会社という形の中で、長崎のほうからたくさんお出でいただいたわけでありましたが、そういういふ中で、経済事情も違いうい形でございます。

それから、遠賀郡4町を見ましても、各町ともこの定住化策というのに非常に一番頭を痛めておるところであるわけでございます。芦屋だけがどんどん減っておるとい形であれば、大変、今、今井議員がおっしゃられたいふことは当てはまるとい思いますが、日本人口のそのものが減少しておいて、そして、全て、福岡県でも移動が福岡市に集中しておると。若い人たちがどんどん福岡市近郊に住んでおるとい形。これは、後から雇用の問題という形でも出てくるかわかりません。

そういういふことで、いろいろ行政としても手は尽くしておるといふいふに私は認識しておるわけでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

最後に町長が言われましたいふように、手を尽くしていると。それはわかるんですよ。きのうの中の方針でもいろいろたくさんある。ただ、それが最初に私が言ったいふように、きちんと分析されて、それでこれをやりますよといふいふもつきになってないから、単独にぽこっと子育てが出たり、ぽこっと教育が出たって、町民は理解できませんよ。ただ、きのう言われていることはすごいいいこと、ずらっとならばれてるけど、悪いところは一つもありませんよ、町長。

ただ、裏打ちがわからないんですよ。それをやることによつて、若い人が本当に来るのか、教育のそこをやったところはどうなのかと。やっぱり分析をして、それに対する対策を、これをしましたから、こうなりますと、そういう政治にしましよいうよ。そこを私は言っています。

それから、今、町長がご指摘になった、我々の町では1万人になると予測してませんよとい言いましたけども、芦屋町が出している病院の今後の計画の中では、それこそ1万人になるとい数値を使ってるじゃないですか。だから、私は言っているんです。知ってますよ、あれは国のことだと。

だけど、その数値を使っているいろんな予測をしているのに、いや、私たちは違いますとそこで言ったら、おかしいでしょう。じゃ、初めから1万人といふいふに使わなきゃいい。病院を厳しく見るといふこと、あそこを使われたといふことも一理あるかもしれない。そういう数字を使うべきじゃないんですよ。総合振興計画によつて示されている人員を使つて全ての計画を立てるべきだと。ここが間違えている。

病院としては、厳しい、人口が少なくなつても対応できるといふことを考えて、あの数値を使つたかもしれないけども、今、きょう現在、執行部が出されている数字は平成52年には1万人になりますよといふ数字を使われているから、おかしいところがありますよといふ指摘なんです。

ですから、ぜひ、もう一度言います。人口が減少している原因を何なのか、どの

年代なのか、そして、出てる転出者が多かったら、転出者を分析して、何で芦屋町から離れるのかという原因をする。入ってくる人がいたら、何で芦屋町がよかったのか。そういう利点、または、その反対の不利益だって、もうきちんとして、その利点を生かして、不利益のところをカバーするのが施策なんです。そこがないから、早く総合振興の中の施策がやって動かないと、話のつじつまが合わないんですよ。過疎債によってもいろんなことをやっているんです。だけど、つじつまが合わないんです。もう足りないところをやらなきゃいけない。何とかひもつきでつけてお金を使うとしか出てこない。

ですから、ぜひその辺は、人口減少、このままでいったら本当に財源はなくなりますよ。もう町長も、皆さんもご存じのように、この芦屋町の財源の大きなところは、1,000人いる自衛隊さんからの住民税だけなんです。そのほかの人は年金暮らしの高齢者になっちゃって、税金なんて納めているような数値にはなってない。自衛隊がなくなる限りは、そこの1,000人の人たちからの住民税は出てくるだろうけど、そのほかに対するきちんとした施策を打たないと、この町の税収はどんどん落ちていく。そうすると、今は過疎債という有利なものがあるから、施設の改装、それからいろんなことの施策が打てる、ハードもソフトも含めてできるけども、平成32年以降になったら、これ使えないんです。自前でやらなきゃいけない。できないです。住民税、固定資産税を上げない限り、絶対できない。だから、今から言う、10年後のために。ぜひこの辺は、もう私2年ごとに言って、なかなかいかないんで、ちょっときつく言いますけども、ぜひそれはやらないと、次につながらないということを今言います。

それでは、産業の育成と雇用ということになるわけですが、きょうは、産業の育成にまで入りますと、農業、漁業までいろんなことになるので、非常に多岐にわたるんで、これは6月に回していきます。

若干雇用の質問をする中でも少し入るかもしれませんが、それでは、2つ目の項目に入っております雇用増加策、これについての今までの実績と効果についてお示しお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

雇用増加の関係についてお答えいたします。

企業誘致条例による企業の誘致及び役場、中央病院、ボートレース芦屋等の行政機関や、マリンテラスあしや、山鹿保育所の指定管理等により、雇用の場の創出を行っております。

企業誘致条例に該当する企業は平成23年に1社あり、雇用状況としては新規採用35名、うち町内者は19名の雇用がっております。マリンテラスあしやについては、45名のうち、町内雇用については18名です。

また、船頭町駐車場跡地にスーパーが進出したことや、はまゆう観光道路付近に法人が進出したことにより、雇用の場が創出されていると考えています。町内における法人数につきましては、平成20年以降横ばいでしたが、平成25年度15社程度の増となり、雇用の場が創出されたと考えております。

雇用の場が拡大され町内者が雇用されることにより個人の収入増が見込まれ、それにより町の税収増につながると考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

今の回答で、ほかには雇用のことについての回答がないようですので、今のご回答に対してご質問いたします。

いわゆる企業誘致条例によって1つ雇用がふえたんじゃないかと。ただ、企業誘致条例、もうつくって4年、5年になりますか。たった1社といたら非常に残念ですね。せっかくの企業誘致条例をつくって。これはハードルが高過ぎるんじゃないかと思うんですが、その辺についてのお考えはどうでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今、今井議員ご指摘があったように、この件は、今後、今おっしゃられたように、非常にこれ、つくった当初からもう数年たっておりまして、ハードルが非常に高いわけで、新設の場合は5,000万円以上とか、増設が2,000万円とか、これはちょっと論議しました。芦屋にあってるのか。芦屋にそれだけの土地があるのか、5,000万円かけて固定資産してまで企業が来るのかということ、この件に関しましては見直しをするようにしております。今はもう時代が情報化時代でございますので、いろんな小さな店舗でも芦屋町内ではなく、いろんな宅配もできるし、インターネットの商売もできる、そういうような。それから、6次産業にも目を向けていかなければならないのではないかと考えております。

6次産業に対するやはり支援も行わなければならない。

それから、起業家、新しく企業を起こそうとする方に対するの支援策、そういうことで、先ほど来、人口の件で手厳しく今井議員からご指摘がございましたが、やはりこれも人口対策と一緒に、インフラ整備がやはり一番大事ではないかと考えております。芦屋らしさで、芦屋でいろんな業種の方が商売をしてみたいという気持ちになるようなやはりまちづくりをしなければならぬと思っておりますし、何とか芦屋ブランド、これを内外に示せるような政策を打っていきたいと思っております。そういうところでございますね。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

雇用増ということで、町長から今ご説明がありましたけれど、私の最後のほうの質問になります今後の将来像についてもご説明があったと思っておりますけど、その辺について補足するところが担当のほうであれば、補足していただければと思っておりますけれど。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

今、町長が申されたほかに、短期的な取り組みということで、1点目は競艇事業ということになるかと思っております。2点目が自衛隊の絡み、これはもう既存の事業ですけれども、これはやはり強くしていかなければいけないというふうに考えています。3点目が老人福祉施設の新設などで雇用が望まれるということです。高齢者を支える人の確保の観点からも、介護関係者の養成を図っていかなければならない

と考えております。4点目が交流人口の増加を図っていくことで、事業所の増加を図りたいということを考えております。

中長期的な取り組みといたしましては、1点目が芦屋中央病院の移転が決まりましたら、その跡地の活用でございます。2点目が、移転後の中央病院周辺の院外薬局の公募による事業所の開所でございます。3点目は、さらに、町の病院である強みを生かした民間事業者との介護・福祉連携事業の研究を進めていくということです。4点目につきましては、県港湾であります。芦屋港の用途変更によるこの地域の活性化で雇用の場を生むことなどを考えていきたいと考えております。

これらのことにつきましては、平成28年度からの総合振興計画後期基本計画で具体化できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

雇用の増大、雇用の施策を何をやりましたかというご質問もありましたけど、実際、芦屋町としては、私が考えるには、臨時の社員とか雇っていますね。実際、ああいうことを雇用の施策としてやっているんじゃないですか。大きな声でそれは言えればいいと思います。いや、もう出てこないから、どうしてそこが出てこないのかなど。当たり前だから出てこない。それから、国からの援助金をもらって、緊急雇用対策の補助金をもらって施策を打っているじゃないですか。打ってるでしょう、皆さん。そういうのが雇用で施策を打ったということと言うんです。そこが出てこないから、産業に行っちゃうから何かおかしい、私の質問をちょっとどこに視点を持っていったいいかわからないんですけども、いずれにしても、6月になったら次に産業もやります。産業のほうはもっと膨大な量になりますから、そこでフォローしていきますけども、いずれにしても、その辺の分析と対策をきちんと早く、平成28年と今、将来と言われましたけど、早くやらないと、芦屋町に人は雇用がないと来ないという最初の問題に戻りますから、ぜひその辺を次回6月には、さらに研究して私どもも質問をいたしますので、よろしくご準備のほどをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 横尾 武志君

以上で今井議員の一般質問は終わりました。

○議長 横尾 武志君

ただいまからしばらく休憩いたします。再開は13時からいたします。

午前11時39分休憩

午後1時00分再開

○議長 横尾 武志君

再開します。

次に、11番、益田議員の一般質問を許します。益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

こんにちは。11番、益田美恵子、一般質問をいたします。

まず初めに、消費税引き上げに伴う臨時的措置についてお尋ねいたします。

今年の4月から消費税率が5%から8%に引き上げられます。消費税が3%引き

上げられることに伴って、所得が低いほど影響が大きくなる逆進性があるため、その負担を緩和するために実施されるのが臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金だと聞いております。

初めに、臨時福祉給付金とは何なのか、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

臨時福祉給付金についてお答えいたします。

消費税の引き上げに際し、低所得者に与える負担の影響に鑑み、一体改革の枠組みの中で講じる社会保障の充実のための措置として、低所得者に対する適切な配慮を行うため、暫定的、臨時的な措置として総額約3,000億円の給付措置を行うものです。

給付額については、所得の少ない家計ほど生活に必要な食料品の消費支出の割合が高いことを踏まえ、消費税率の引き上げによる1年半分の食料品の支出額の増額分を参考に、給付対象者1人につき1万円の支給となります。消費税が8%である期間を対象に暫定的、臨時的な措置として行うため、1年半分を1回の手続で支給をいたします。

また、加算措置として、平成26年4月から消費税率引き上げに加え、同月の年金の特例水準解消等を考慮し、給付対象者のうち老齢基礎年金受給者や障害者基礎年金受給者、遺族基礎年金受給者等について、1人につき5,000円を加算するものです。

ただし、加算措置の対象となる年金手当等を複数受給している場合であっても、加算額は対象者1人につき5,000円となります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

この年金受給者の場合において、加算率は対象者1人につき5,000円とありますので、対象者が例えば2人いるとすれば1万円と考えてよろしいのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

そういう形になります。1人に対しての金額になりますので、2人いれば2人分という形になるかと思えます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

それでは、2番目の子育て世帯臨時特例給付金とは、についてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

子育て世帯臨時特例給付金について答弁させていただきます。

本年4月から消費税率が8%へ引き上げられますが、子育て世帯への影響を緩和し、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として行われる

もので、対象児童1人につき1万円が支給されます。これは全額国庫負担でございます。

なお、対象児童は、平成26年1月分の児童手当の対象となる児童が基本ですが、臨時福祉給付金の対象者及び生活保護の被保護者などは対象外でございます。

本町では、対象者は大体1,600人以内というふうに見込んでおります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

支給対象者は、今、わかりましたが、支給の対象とならない児童というのはあり得るのでしょうか、お尋ねします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

支給の対象とならない児童というのは、基本的には基準日というのが平成26年1月1日なんですけども、これ以後亡くなられた方、それから、日本国籍を失った方、それから中国残留邦人等の法律等々ありまして、基本的には日本に住民票というか、日本国籍を有しなくなった方々は、基準日以降は支給の対象にならないというのがあります。

それと、別途、法律に基づいて支給されている方々についても支給対象外ということで、ちょっとこれはたくさんございまして、ここでは説明を省略させていただきたいと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

この子育て世帯臨時特例給付金の中で、生活保護の被保護者等は対象外ということに、今回、国の方針としてなっておりますが、生活保護受給者の方には何らかの手当てがあるのか、その点についてお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

これは、臨時福祉給付金と同様なんですけども、生活保護の被保護者の方々につきましては、本年4月の消費増税による負担額の影響分をもう織り込んで、生活扶助基準額の改定を行うことが予定されておりまして、本制度は対象外というふうになっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

それでは、こういった国の制度として給付されるわけですが、芦屋町に交付される事務費というものはあるのでしょうか。あれば、用途はどのようにするのか、お願いいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

子育て世帯臨時特例給付金に関しましては、大体190万円国庫負担で事務費が来る予定になっております。

これに関しましては、交付事務、そういったものに充てるために臨時職員の雇用、それから、必要な消耗文具、郵便料などに充当する予定としております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

それでは、上記制度の対象者把握はどうするのでしょうか。この1と2についてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

臨時福祉給付金につきましては、支給対象者については基準日を平成26年1月1日時点で芦屋町の住民基本台帳に記載されている者、外国人も含みます。

2点目として、平成26年度分の町民税均等割が課税されていない者、ただし、町民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等及び生活保護制度内で対応される被保護者等を除いた者が対象となります。

支給対象者は約5,800人程度と見込んでおります。加算措置の対象者を約5,000人と想定しております。

支給対象につきましては、税務課の課税状況が確認しないと把握することができません。そのため、支給対象に該当すると思われる方につきましては、6月中旬以降税務課の発送する納税通知書の中に、福祉給付に関するチラシを同封する方向で税務課と調整をしております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

子育て世帯臨時特例給付金に関しましては、支給対象者の方は平成26年の1月1日基準日における平成26年1月分の児童手当の受給者で、平成26年度の住民税の均等割が課税され、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方ということになります。まず対象者につきましては、

それから、支給対象者の把握に関しましては、公務員でない方につきましては、福祉課の通常業務において児童手当支給対象者を把握しております。公務員の方につきましては、それぞれ勤務されている官庁から児童手当受給証明書が発行されるため、申請していただくことで、全ての対象者を把握できます。

最終的には、平成25年分の所得が確定した後、臨時福祉給付金の対象者及び生活保護の被保護者を除き、福祉課で対象者リストを作成するというふうな準備をしております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

それでは、臨時福祉給付金のほうですけれども、年金給付対象者のうち老齢基礎年金受給者、障害者基礎年金、遺族基礎年金受給者の方々の把握というのは、どのようにされるのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

今言われました老齢年金受給者や障害者基礎年金、遺族者等につきましては、この受給している者のデータを日本年金機構から提供を受けるという形になっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

そうなりますと、年金機構からデータをいただくわけですけれども、4月は支給がありますので、6月ぐらいのデータがもとなるのでしょうか、4月のほうのデータがもとなるのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

まだデータ等のほうが来ておりませんので、4月になるのか、6月になるのか、ちょっとわかりませんが、最新のデータをいただいて、それと突合していくという形になるかと思えます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

それでは、それぞれ1、2について、その周知及び支給方法はどのようなものなのか、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

周知及び支給方法につきましてご説明いたします。

住民の周知につきましては、5月、6月の広報紙に折り込みチラシ、町のホームページ及び自治区の回覧等を考えております。

申請期間につきましては、7月から9月までの3カ月間を予定しております。

申請方法につきましては、窓口及び郵送を考えております。

申請の受付としましては、まず申請書を町に提出していただいて、町はその申請者の課税状況や加算措置などがあるのかを審査し、その審査結果に基づいて町から申請者へ支給もしくは不支給の決定通知を行い、その通知後、各指定された預金口座のほうに振り込みするという形で考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

子育て世帯臨時特例給付金に関しまして、まず周知方法ですけれども、国は5月から広報を開始することになっておりますので、同時期に広報あしや、及び町のホームページで周知を図っていくことを予定しています。

別に5月末に福祉課のほうで福祉手当現況届のお知らせを対象者全てに郵送する際に、子育て世代臨時特例給付金を周知するチラシもあわせて郵送していく予定です。

なお、広報あしやなどを利用した周知につきましては、地域づくり課で取り扱う臨時福祉給付金と調整を行いながら、住民の皆さんにわかりやすく行っていきたいというふうに考えております。

次に、申請に関しまして、子育て世帯臨時特例給付金は申請主義が原則となっておりますので、住民の皆さんから書類を提出していただくことが必要でございます。福祉課では、毎年6月中旬から児童手当の現況届を福祉課に提出していただいておりますので、そのときに給付金の申請をしていただくことを予定しております。

なお、申請期間は受け付け開始から、制度によって原則3カ月というふうな決まりになっております。

支給については、今の制度設計では、必要な書類審査を行った後、原則としまして申請日の翌月に振り込みをさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

この3カ月間の中での申請をしていくわけですから、大変漏れがないようにということで国も苦慮しているわけです。で、全ての対象者に確実にその支給できるのかというのが懸念されるころなんです、その点についてはいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

基本的には、非課税というか、税金がかかっていない方という形になりますので、まずは、先ほど申し上げましたとおり、納税通知書の中に入れた中で周知を図っていききたいということが第1。

それと、広報周知を確実にやっていく。区の回覧、もしくは、あと高齢者世帯になりますと民生児童委員さん等も協力をいただいた中で、対象者になり得る方については町のほうに申請に来ていただく。地域づくり課としましては、税務の情報、課税、非課税というのを私どもは持っておりませんので、申請をしていただいて、そこで調査をかけさせていただくという形になりますので、わからなければ、今回、地域づくり課のほうで臨時福祉給付金になりますので、そちらのほうに来ていただければ、対応したいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

1点目は、先ほど申しました現況届を出していただくときに、確実に書いていただくということが、これがもう大部分ではないかと思えます。

受け付け開始後も広報を行っていくことが重要であるし、そういう考え方でおります。

ただ、対象者からは申請期間内に届け出がない場合とか、それとか、書類の不備によって訂正がされない場合、こういった場合は、国のほうでは受給を辞退したものとみなしなさいということになりますので、支給ができないというようにはなっています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

子育て世帯臨時特例給付金につきましては、児童手当の受給者ということに対象がなりますので、わかりかし今までいただいている方、特別に何かない限りにおいては、現況届は今までどおりに出されれば、それに従ってということがあり得るわけですが、特例の臨時福祉給付金のほうがちょっと大変かなど。今、課長が申されましたように、申請があって、それから調査ということになるとおっしゃっていました。このことが一番国も懸念してるところなんです。

それで、国会の質問の中でも、課税状況を把握できるような体制づくりをしているということなんです、国は。だから、税務課とよく連携をとりあってやっていただく。申請があって初めてじゃなくて、その前にできるものがあれば、調べていただくということも可能ではないかなど。国はそのことが一番心配になって、それを取りつけているわけですから、何らかの対応策を考えていただければと思います。

申請主義ですから、心配されるのが、やっぱり高齢者の方です。年金受給者の方、先ほども町のホームページとかありましたけれども、私もホームページを見たことありませんし、見れませんし、何人の方が見れるかなという問題点。それから、自治区での回覧板とかは加入者のみしか伝わらないんですね。未加入の方が半分は浜口のほうでもおられます。では、その方たちにどのようにして徹底していくかと。先ほど、課長も、民生委員さんをお願いをしてと。私もそのようにやっぱり思いました。民生委員さんのお力をおかりしながら、家庭訪問される折に申請についての声かけをしていただくとか、そういった対策を講じてほしいなど、このように思います。

とにかく大変な作業ではございましょうけれども、漏れのないように全部の方にそのお金が支給できるような体制づくりで努力をしていただきたいと思います。

次に行かせていただきます。2番の学校のICT化についてでございます。

平成26年度の町長の施政方針の中でも、重点施策の1点目に教育、ICT化の取り組みを上げておられました。

「教育力日本一を目指すため、学校のICT環境の整備、児童生徒の情報活用能力の育成や、学習意欲の向上、ICTを活用した授業の推進のため、小中学校情報教育推進事業に着手します」とありました。本当に芦屋の子どもは芦屋で育てるというキャッチフレーズのもとに、今、本当に教育関係、行政も挙げて一生懸命取り組んでいただいております。

その中で、真新しいものでありますので、私も全くわかりません。そこで、お尋ねしたく、きょうやっているわけですがけれども、1番目に、児童生徒の情報活用能力の育成、ICTを活用した授業の推進とありますが、具体的な取り組みはどのようなものでしょうか、お尋ねします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

情報化の時代に、子どもたちにどのような力をつけることが必要かという観点から、1つは情報収集能力、2つは情報選択能力、3つは情報活用能力だろうと考えます。

情報収集能力と情報選択能力は、子どもたちの周辺には多くの情報が飛び交っています。今必要な情報は何か、それは、どのようにすれば集められるのかといった問題です。このレベルでは、確かな学力、心の教育、殊に道徳や特別活動などを通じて正しい判断力、行動力を養う必要があります、現在のさわやかプロジェクトを推進していきます。

次に、情報活用能力ですが、小学校段階では、さまざまな方法で文字や画像などの情報を収集し、調査、比較することを身につけさせます。

中学校段階では、①小学校で身につけた基礎的な操作に関する知識を深めるとともに、課題を解決するために、みずから効果的な情報手段を選んで、必要な情報を収集します。②さまざまな情報源から収集した情報を比較し、必要とする情報や信頼できる情報を選びとらせます。③ICTを用いた情報処理の工夫や伝わりやすい表現等の情報発信技術を身につけさせます。

特別支援学級では、発達障害の状態や特性等に応じてICTを活用することにより、各教科や自立活動等の指導において、その効果を高めます。

以上のような取り組みを、計画的、継続的に進めてまいります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

今からの取り組みですから大変なことだろうと思いますが、それでは、2点目に、平成26年度学校情報教育導入事業計画の策定とあるが、どのように取り組もうとされているのか、よろしくお願ひします。どうする事業なのか。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

情報化の進展及び社会の変化に対応するため、児童生徒の情報活用能力を育成する情報教育は、学校の教育活動全体を通じて系統的に推進する必要があります。

具体的には、児童生徒がコンピューターや情報通信ネットワーク等の情報手段になれ親しみ、さらに、これらの活用を通じて主体的、積極的に活用できるよう、学習活動の充実を図ります。これこそが教育のICT化だと思います。

そこで、教育ICT化に向けては、①環境整備、教育用コンピューター、電子黒板、実物投影機、無線LAN整備、インターネット接続費用、教員の公務用コンピューターなど、②学習用ソフト、③ICT支援員等の、いわば3点セットが必要です。

そうした中、今回、芦屋町では、平成26年度から事業計画の策定に取り組んでいきます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

3番、平成27年度以降の年度別計画と最終整備目標年度の想定は。また、総事業費はどの程度想定しておられるのか、お尋ねします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

現時点では、はっきりした内容はありません。今後、十分に検討した中で事業計画を策定し、段階による環境整備等を行っていくこととなります。

関連機器も日々進歩しているため、当事業計画の策定後にしか総事業費を出すことはできないと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

4番、見込まれる効果は、また、検証はどのようにして行うのか。タブレット、今は電子黒板がありますけれども、この点についてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

期待される効果は、①学習内容をわかりやすく説明できる。教材を大きく投影し、拡大、強調して焦点化できます。②子どもの状況を把握しながら指導ができる。手元で子どもの画面を確認し、考え方やつまづきを把握できます。③試行錯誤しながら思考を深める活動ができる。教材への書き込み、書き直しが容易に行えます。④それぞれの考え方を共有し、発表、討論ができる。学習者用端末の画面を提示し、発表内容を学級全体で共有できます。

検証については、何よりも授業が変わる。すなわち、教師の指導方法が大きく変わることが予想されます。また、教師や保護者へのアンケートや、子どもにとってはこれらの活用で基礎、基本の学力と、それを使って活用し考える力がつくことを期待しています。

したがって、学力調査の平均正答率の向上及び、情報モラルや情報ルールの学習をあわせて行っていく予定ですので、正しい情報発信能力が高まり、生徒指導上の問題行動の数値等が検証の一つと考えています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

5番、現在配置している電子黒板はどのように使用されているのか。

電子黒板におきましては、国会におきまして公明党も進めてきた立場でございます。現在、各校に1台ずつあるのか、どのように使用されているのか、お尋ねします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

まず、使用についてお答えします。

教科指導では、外国語活動として単語の学習を絵で表示、発音練習のための口元を表示するなどしています。体育では体の動きの確認など、調べ学習では調査したものを表示する。特別支援教育では図形や問題の表示、総合的な学習においては調査などに使用しています。

なお、電子黒板につきましては、各学校1台ずつ整備しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

各学校に1台ずつあるということでございまして、全てが利用されていると考えてよろしいのでしょうかね。

6番、電子黒板で授業ができる教員は、各学校に何名程度おられるのか。全教師数と実数。なかなか先生方もお忙しいわけですから、それを研修がないと恐らくは習得できないと思うんです。それを教えていくために、何人の先生方が研修を受けられて、実質教えられる先生が何名いらっしゃるのか、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

町内小中学校合計で96名の教員数です。自信を持って使える教師は39名で、割合で40.6%になります。

なお、研修につきましては、電子黒板を導入した初期の段階で業者を通じて研修を1回行い、ある程度なれた先生方がわからない先生に伝えていくというような研修体制をとっています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

7番、タブレットが使用できる教員は各学校に何名程度おられるのか、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

各学校別にお答えします。山鹿小学校10名、芦屋小学校9名、東小学校8名、中学校7名、合計34名。35.4%となっています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

8番、教員対象のICT研修を実施して、しっかり取り組んでいただきたいと思うわけですが、その取り組みと計画はどのようになっているのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

学校におけるICT環境を整備し、情報教育を推進するためには、ICT支援員が必要です。ICT支援員の役割は、導入段階から運用安定期において役割が変化し、導入段階では、授業準備、授業の運営支援、授業後の説明、教材作成支援など、運用安定期では、効率的な支援、ICT環境の改善など、創意工夫や提案を求められる業務などを行うこととなります。

武雄市の話では、タブレットが正常に動かない、起動しないなどのトラブルが必ずあり、常時ICT支援員が必要とのことでした。また、支援員は専門性を発揮する中で、どのようなソフトが必要なのか。いわゆるコンテンツを教師と一緒に作って作成することも可能とのことでした。

このため、①教師にはタブレットの操作技術に習熟する研修を、②教材作成に関しては、市販のソフトを参考にした支援員の指導による研修を、この段階では、授業での活用のイメージができていますので、校内研修、公開授業研究など、あらゆる機会を活用して研修を深めることにしています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

8項目にわたっていろいろご回答がありましたが、最終的に、やはりタブレット、電子黒板を学校で導入することについては、ICT支援員が必要である。やはり私は1学校に1名というふうに思いたいんですけども、ICT支援員が最低何名ぐらい必要だと思われませんか、現場においては。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

これは、機器の数等にもよるんでしょうが、現段階におきましては、事業計画の中で必要人数を出していくという考えを持っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

これだけの授業が行われるわけですので、授業についていけない子ども、また、ついていけない子どもと差が出ないように努力をしてほしいと思うわけですが、この点についての配慮は考えていらっしゃいますか。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

ICT教育におきまして、先生方が普段は教室をぐるぐる回って、子どもたちがどの程度理解しているかという把握をしていました。この電子黒板、タブレットとか、そういったものを活用することによって、先生が各子どもたちの考え、そういった分を把握でき、教室を回らなくても、ああ、この子どもはこれほど理解しているんだなというような判断ができます。その中で、この子にはこういった指導をしていけばよいか。この子にはこういった指導が必要なのか、そういった判断ができるものと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

今、議員おっしゃいましたように、本当に一人一人の子どもたちにきっちりした学力をつけることは当然のことですし、この情報端末を使うことは、その一つの方法だろうというふうに私も思っております。

今、課長が申したのは、いわゆる期間重視という形の中での指導ができるわけですが、子どもたちは、今、発達障害という子どもたちもいます。特別支援教育でこの情報端末機が非常に成果が上がっているというデータもあるわけですが、その発達障害という特別支援の関係の子どもたちは、やっぱり非常に困っている、著しく困っているわけですが、じゃ、その子たちが困っているんですが、じゃ、ほかの子は困ってないかという、困りぐあいが強いのか、弱いだけの差でありまして、みんなやっぱり困っている子がたくさんいます。

その子たちに的確に対応するのは、やはりその子たちがどのような力があって、今どこに困り感があるのかと、そこらは、この授業を進める中で、今、課長が申しましたように、瞬時に答えが手元でわかる。また、電子黒板に実は出ているんです。

それを見る中で、じゃ、この子に何がいいか。また、そのソフトの中でも、段階的ないわゆる学習ソフトが入っている、入れようと思っております。入っていますから、その子に応じた学習ができていく。結果として、ある目的に到達していく。そういうことが可能だというふうに思っておりますので、これはぜひやっていきたいなと思っておりますし、それにつきましては、まだまだ、今、先生がおっしゃいますように、先生方がまだ習熟しておりません。教員の質をどう高めていくかという、これはもう本当の喫緊の課題だと思いますが、この整備状況とあわせて、教員の研修を並行してやっていこうというふうに思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

議員さんの中には、私たちにも購入してほしい、練習させてほしいというご意見が出ておりました。

芦屋の子どもは芦屋で育てるを基本姿勢にされているわけですが、子どもたちに確かな学力と豊かな心が身につくよう取り組んでまいりますという町長の施政方針でもあります。

大分の豊後高田市の教育改革の中で、教育のまちをスローガンに掲げる「学びの21世紀塾」が注目を最近集めているようです。同県内の市町村23位で最下位、県内の試験をやったときに23の中で22番目レベルにあった学力テストの成績が、8年連続最上位と飛躍をしているそうでございます。

その学校の教育課長が言われるのには、市長の「本気になれば全てが変わる」を合言葉に、行政も学校現場も本気になって取り組んだ、その熱意が子どもたちに伝わったのではと語っておられるそうでございます。一致団結ということですが、最後に、町長が情報教育推進事業に着手された思いについてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

8項目にわたりましてご質問されて、答弁は出尽くしたと思っておるわけですが、まずは、この子どもたちに対する情報化教育というのは、もう避けて通れない。どちらかという、もう国のほうがおくれているというのが、もうこれ現実であるわけでございます。もう少し国がこのことに対して早く着手しなければならないのではないかと、私は思っておるわけでございます。

民間ベースの、商業ベースのほうでスマホ、タブレットがどんどん市場に出回って、もう子どもたちが使っておるというのは現実でございます。

そういう中にありまして、いろんな、我々は今、教育のほうで学習能力向上ということも第一なんです、いろんな子どもたちが、それに、商業ベースのほうに巻き込まれて、犯罪に巻き込まれる。それから、自分で知らなくても、例えば親が買い与えて、知らないうちに被害者になるというふうな、いろんなスマホ、タブレットに関しては、予想もしない事件、事故が起こっておるわけでございます。

まずは、正しい使い方、これをまず教えるというのが大事なのではないかと私は思っておるわけでございます。

今、全国施行者協議会の会長をさせていただいておりますが、いろんな形の中で、東京に平均したら、昨年で月2回ほど出張させていただくわけですが、とにかく東京に行ったら、もう誰もかれもが電車に乗るとみんなスマホを扱ってる。飛行機に乗れば、タブレットを、サラリーマン、いろんな方がそういうのを使っておるということで、これはいち早く子どもたちにこの情報教育を正しい使い方、そして、これを使った教育をして、学力向上等々をしなくちゃならないなと思っただけでございます。

教育日本一の町を目指そうというスローガンを掲げております。これも定住化の中のたくさんある中の、これも一つの芦屋にあれば教育がすばらしいよと、こういう教育もやっているよというようなことをアピールしたいなと思っておるわけでございます。まだまだ紆余曲折はございます。やはり何と言っても、財源の問題でございます。これはもう日進月歩で機種も変わったり、いろんなソフトも変わっております。そのうち国もいろんな形で補助金等々を出してくれるのではないかと期待しております。

それには、まず導入するためのいろんな前段の計画をまずやっておかないと、さあ、決まりましたよじゃ、もう遅いですから、準備万端整って、すぐスタートできるように。

それと、まず手始めに幾つか、各学校に何台かずつとか、教育長が言われましたように、特別支援の学級のほうにまずとりあえず、それから各学校、それから一番大事なのは、お話に出ましたように、教える側です。誰が教えるのか、教え切らない先生がたくさんいらっしゃる。もう年代間の相違というか、もう我々はちょっと手をつけられない。先生方でも20代の先生、30代の先生は使っているけど、やっぱり40から上の先生というのは、なかなかなじみが薄いんじゃないかと思っております。しかし、40、50にしても先生でございますので、きっちり子どもたちに教えてもらわなくちゃいけませんので、まず先生の教育が真っ先かなと思っております。

そういうことで、今から事業計画を策定いたしますので、それができた暁には、議員の皆さん方にもご説明申し上げ、また、導入につきましてはいろんなご理解を賜らなければならないと思っておりますので、その節はよろしくお願ひ申し上げます。

して、答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

私も教育は最も大事なことだと思っております。家庭教育、学校教育、社会教育。数年前でございますが、浅川中学が東筑高校に入学する率が大変多いというお話が、ちょっとずっと流れた経緯がありました。その時期は、やはり移転したいという声があって、現実に移転された方もありました。

だから、やはり芦屋は入り込んでいますので、どうしても交通費の問題等もあって、そういったこともあったかとは思いますが、やはり教育力日本一ということを目指して、あらゆる施策をとっていただくことは大変喜ばしいことかなと思っております。

最後になりますが、3番の砂像イベントについてお尋ねいたします。

再開しようとして計画している新たな砂像イベントの構想について、場所、時期、以前の砂浜の美術展との違いはどうか、お尋ねします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

再開しようとして計画している新たな砂像イベントの構想について、お答えいたします。

現時点では、実行委員会を立ち上げて、決定していくこととなりますので、あくまでも素案ということでご説明をしたいと思います。

場所につきましては、芦屋町の海浜公園のアクアシアの西側の芝生広場を予定しております。ただし、現在のスペースでは狭隘なため、既存のフェンス等の移設を行い、横幅を現在の25メートルから50メートル程度に拡張するよう考えております。

時期につきましては、11月の1日から12月の25日までの55日間としております。

以前の砂浜の美術展との違いにつきましては、夏場の5日間やっていたものを、今回、55日間という形の中で、砂像の展示を中心とし、展示期間を2カ月間見学できるような形で行う予定としております。

また、砂像、砂浜の美術展で行ってございました夜のイベントやレーザーショー、花火の打ち上げ等派手な演出等につきましては、現在のところは考えておりません。ゆっくりと、製作した砂像を見学してもらおう方向で検討をしているという状況にあります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

2番目、砂像芸術家による作品とありますが、メイン砂像など見せる工夫も考慮されているのか、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

制作につきましては、メイン砂像1基は、日本の砂像彫刻の第一人者である彫刻家に制作を依頼する予定としております。サブ砂像の5基は、日本砂像連盟に依頼し、レベルの高い作品を制作し、作品の展示のみで集客を図れるよう考えております。

また、メイン砂像につきましては、長期間になりますので、大型テントを設置し、テント内での展示とするようにしております。期間中の11月の28日から12月の25日までの間で、ライトアップをするというふうな形で予定をしております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

制作について、日本砂像彫刻の第一人者である彫刻家に制作依頼とあります。そのほか、制作についての一般の参加の出展というのはあるんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

一般と各種団体等につきまして、10基程度という形の中で制作をしていただきたいというふうに思っております。合計で、メイン、サブ、あとそういう形の一般参加を含めた中で、全体で16基程度、今年度は制作をするという形の中で計画を予定をしております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

それでは、3番、受け皿となる実行委員会をいつごろ立ち上げ、どのようなメンバー構成になるのか、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

実行委員会につきましては、各種団体からの推薦や一般の公募という形で考えております。人数や組織体制につきましては、現在職員のプロジェクトチームを設置し、その中で検討していきたいというふうに考えております。

人数的なところについて、詳細はまだ決定はしておりません。委員みんなで協力してできるようなメンバー構成としたいというふうに考えております。

で、一般公募も行いますので、立ち上げにつきましては4月の下旬以降になるのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

空白期間が数年間ありますので、せっかくお金をかけてやるわけですから、観光の目玉となれるような位置づけをもって頑張っていたいただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長 横尾 武志君

以上で益田議員の一般質問が終わりました。

○議長 横尾 武志君

ただいまから執行部の席の移動がありますので、暫時休憩いたします。再開は、5分間休憩いたします。

午後 1 時51分休憩

午後 1 時58分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

次に、3番、刀根議員の一般質問を許します。刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

それでは、3番、刀根正幸でございます。通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

今回、件名でございますが、平成26年度の施策の概要について説明がございました。これに基づきまして質問をさせていただきます。

まず、第1点目でございますが、いきいきと暮らせる笑顔のまちづくりの中に、安心・安全な暮らしを支える地域づくり、地域福祉を担う人づくりとありますが、その具体的な内容は。

また、課題である地域格差をどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

前段のほうについて答弁させていただきます。

安心・安全な暮らしを支える地域づくり、地域福祉を担う人づくりにつきましては、今回策定しました芦屋町地域福祉計画に掲げています基本目標でございます。

現時点で、この地域福祉計画に基づき、策定担当課であります福祉課を初め、総務課、地域づくり課、生涯学習課などにおいて、行政として取り組むべき今後5年間の行動計画を作成している段階でございます。したがって、議員のご質問にございます具体的な内容をお示しするまでには至っておりません。

しかしながら、地域福祉計画でこれら目標に関する取り組みの方針などを定めていますので、ご説明させていただきます。

芦屋町地域福祉計画では、基本目標として3項目を掲げています。そのうち、第2番目の基本目標を、安心・安全な暮らしを支える地域づくり、第3番目の目標を、地域福祉を担う人づくりとしています。

そして、この目標を実現するため、目標にぶら下がるそれぞれ3つの取り組みの方針を定めています。

まず、安心・安全な暮らしを支える地域づくりについては、地域での交流を進めよう。住民情報を地域で共有しよう。災害に備えようとする取り組み方針を策定しています。

地域福祉を担う人づくりについては、福祉や人権について学ぼう。見守ろう、かかわろう、つながろう。地域福祉の担い手を育てようとする取り組み方針としています。

また、それぞれの方針では、自分や家族が取り組む自助、地域のみんなが取り組む共助、行政が取り組む公助に分けて推進項目を定めております。

なお、地域福祉計画の推進に関し、各課で作成する行動計画を推進していただくほか、附属機関であります地域福祉計画推進委員会においても、行動計画などを毎年審議、評価していただく計画としております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

ただいま福祉の基本計画についてお話がありました。

この中で、いわゆる自助というのは、自分でどのようにかかわっていくのかということで、自分が解決していくということであるわけですが、共助という格好になりますと、やはり周りの方々との関係、そういったものをいかに作り上げていくかということになってくるわけです。

その中では、やはり大きなものという形で地域というものがあるんですが、この地域の実態につきましては、前回の一般質問の中でも、かなり低下してますよと。実際問題に、平成22年度から地域活性化委員会といった活動の中で実際展開しているんですが、その中であって、なおかつ厳しい状況下にあると思います。

そこで、この状況を打破するために、地域づくり課長のほうに、今後、大体どのような考え方を持って進めていこうと考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

地区の現状という形で、この地域福祉計画等を推進していくために、地域のみんなの取り組みという形の中で、共助、そこの中心的になるところが自治区になるのではないかというふうには思いますけれど、今の現状としましては、未加入者が増大しているとか、高齢者世帯の増加、各自治区の世帯規模の大きさが大小あるという形の中で、活動を今後継続していくには、非常に難しい状況になっているという形を聞いております。

そのため、区長会では、この小さな区を連合組織という形の中でまとめて、活動が推進していけるよう、協議、検討を行っているという形で聞いております。

町としましても、この今の現状として、小さい区を連合組織として再編していただいた中で活動がしやすくなるよう、行政として支援できることは支援をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

実は、この内容につきましては、もう既に関係団体等集まって、実際に研修会というのをやっているわけです。その中で、これは実際に今後どのようにやっていくのかというのが大きな今後の成果として変わってくるかなと思うんですが、現時時点で、問題点となってくるというのが、前回の部分で、やはり情報の共有といったところで上げてたと思います。

これはある意味、法律的な分野もあるかもわかりませんが、その仕事を全う

する上で必要な情報の提供といったところで、今後も検討していただきたいんですけども、その辺について、ある程度協議された結果とか、今後どうするとか、そういった結論は出てますでしょうか。前回の12月に、情報共有の部分で今後検討しますという格好でお話しされたと思うんですけども、その辺の結果は、まだ。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

地域格差という中で、自治区のほうで今後いろいろ防災とか、そういう中でも頑張っていたきたいなというところがあるんですけども、今、大体、自主防災組織等も自治区で、30地区のうち26地区が自主防災組織をつくっていただいていますので、基本的にはそういう組織の中で、どういった情報がやれるかというのは、福祉のほうともその辺の協議は進めております。

情報のやり方としては、やっぱりプライバシーの問題がございますので、今、この場で明確なお答えはできないんですけども、その辺につきましては、今後、福祉の中で要援護者の方、そういった方たちが、いざというときにやはりいろんな避難とかいう形で支障が出てくるということであれば、地域全体で支えていただくということもございますので、そういうことを今後協議は進めてまいりたいと思っております。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

話は変わりますけども、先だって議員研修といったところで、北九州市長の末吉さんが講演されたんです。そちらがやはり講演の中に本を売られてて、その中に、自分が大切にしている考え方ですよということで、一つのものをつくっていくときには、違った考えの方を必ず入れて、そして、その中で検討していきますということで、実は、私もこれ今回ヒントが出てきたんですけども、この研修会の中で出た言葉が、よその町から来た方が芦屋町においては、入ってきたときに、おかしいなと感じましたと。世帯カード的なものを地区に入った時点で、これを記入してくださいという格好で持ってこられたんですけど、ここに来たら何もないんですよ。これ、一つの大きなヒントだなと。ある意味、自治区の中でそういったところをやっていく。そして、一つの内容に協力していただっていく。そういった観点もあるんですが、もう一点は、今後、大きなことをやっていこうとしたときに、どうしても大きな区と小さな区の格差というところがあるんです。その分は連合体でという形でありますけども、高齢化も進む。その中でそういった活動、共助といっても、やる側がもうやられる側、自分もしてもらおう側になりつつある町が、もう私が知っている中でも6つはありますので、そうすると、ある意味、行政的な指導というものがないと、そんな活動はなかなかやれないんじゃないかなというのを心配しています。

ですから、今後、実際に何をやるかというところの分の方針とか、方向性というのは、わかりやすく示していただければ。そして、その中で、今後、その内容がわかるように説得していくというんですか、そういったものが必要であろうと思います。

もう一点、この中で大きなところがあるんですが、広報あしやです。現在、芦屋町では囑託員が配っていると思うんですけども、郡内の状況についてお尋ねしたい

と思いますが、郡内の広報の配布状況についてお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

芦屋町と水巻町が配布員にて配布しております。で、岡垣町と遠賀町が自治会を通して全戸配布をされています。北九州市は自治会から、自治会に加入している人のみ配布しています。ですから、自治会に入っていない人に配布しているのは、郡内はどこも全部配布しているという状況になります。

○議員 3番 刀根 正幸君

ちょっと今、わかりにくかったですけど。議長、いいですか。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

実は、ある意味、私は芦屋町というのは、住む人にとっては物すごく恵まれてるなというふうに思っています。

本来的には、あらゆる事項に協力していただくというところが欲しいんですけども、今、どちらかというところ、個人主義的な風潮というんですか、そういったところの部分が出てきておりますので、そうすると、そこに何らかの、こういった自治区の部分の活動でメリット・デメリット論で語るということ自体がおかしいと思うんですけども、ただ、そういった差異がないと、なかなかそういった協力というのが得にくい環境になっているのかなと。

芦屋町の場合は、入ってなくても、きちっと行政サービスを受けることができるという形になっております。他町では、入っていない方については、自分でそこに取りにいかなくちゃいけないと。いわゆる役所なりね。そういった状態が生まれております。

ですから、そういったところの分も含めて、やはりある程度周りの、単に住民のサービスということじゃなくて、それ以外の分野も考えていただきたいなというふうに思っております。

もう一点は、極力そういった活動している方、その活動している方については、できるだけ地区からの要請といったところで、表彰していくとか、そういった制度がないものかなと。今は、どちらかというところ、地区功労みたいところの部分、各団体から上がってきている。そうすると、どうしても地道に活動している方の行動が表に出てこないところ、ところが、こういった方々で、こういうふうな活動をしましたよ。例えば、花美坂のところを立っているときにも、毎日ごみをとっていきながらという方がいらっしゃいます。毎朝です。本当に頭が下がる活動をされている、そういった方が見守りの中にもおらっしゃるし、交通安全の中にもおらっしゃるしということで、やはり種々おらっしゃるんです。そういった活動というのは、地区の区長さんなり、そういった方々が一番ご存じですので、そういった褒めていくことによって、そういった地域意識を促していくというのも手段の一つじゃないかなというふうに考えておりますので、ひとつご検討をよろしくお願いいたします。

続きまして、第2点目に移らせていただきます。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

広報のことで、ちょっともう一度正確に言います。

岡垣町、遠賀町は自治区を通して配布しますが、全戸配布するわけです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

内容はわかりました。

続きまして、2点目ですが、今回、大君焼却場跡地にメガソーラー事業の誘致を上げておられます。町内の公共施設に太陽光発電施設を導入することで、環境的配慮及び経費的な面で大きな成果を上げることができると思いますが、そのようなお考えがありませんでしょうか、お尋ねします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

町内の公共施設への太陽光発電設備につきましては、平成26年度に、福岡県再生可能エネルギー等導入推進基金事業を活用しまして実施する予定でございます。

この事業の目的ですが、地震や台風等による大規模な災害に備えて市町村等が設置する避難施設や防災拠点等施設に対して、災害時に必要となるエネルギーを確保するために、再生可能エネルギー等の導入によって、災害に強く、低炭素な地域づくりを目的としております。

町では、関係する7つの課が協議を行いまして、地域防災計画に基づいた防災拠点及び避難施設の整備・充実及び代替エネルギーシステムの活用も含めた自家発電設備等の整備を図ることで、災害時における地域住民に対する安全・安心の確保並びに平時における防災教育施設及び児童生徒への環境教育への活用等の効果が期待されている施設を、県に対して要望を行った結果、浸水想定区域に隣接する避難施設である芦屋中学校並びに総合体育館の2施設が内定を受けております。

この2施設に太陽光発電設備及び蓄電池を導入いたしまして、災害に強く、環境に優しい地域づくりを推進します。

なお、平成26年度には実施設計を行いまして、平成27年度に工事を行う。こういう予定でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

今年度、そのところで、中学校と総合体育館といったところで説明がありました。これは、私個人的にちょっと調べてみたんですが、1つのこの太陽光発電という格好を、これは実際に船頭町が設置しております。

その中で、夏場は3万幾らか、そして、冬場は1万8,000円ぐらいだったと思いますが、その分が電力としてもう既に発電しているわけです。そうすると、大体、あの当時やったのが、42円ぐらいの単価でございましたので、10年で元は取れますよと。太陽光というものについては、30年ぐらいの耐用年数があるようです。

そうすると、これをすることによって、町の経常経費、これの削減にもつながってまいりますので、補助金を受けてやれるということが、一番効率が高いとは思

ますけども、それ以外の公共施設、そういったものに対しても、つけることによつての一つの経済的効果というのも見込まれると思うんですが、その点についてお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

町では、今年度、環境基本計画を策定する予定で、もう、今、パブリックコメントが終了しまして、最終決定の段階でございます。

この計画の中では、目指す環境像として、「未来へと みんなでまもり みんなでつなぐ 美しい芦屋の郷里」というスローガンをしております。これの中で、それぞれの環境課題に取り組むこととしておりますが、その「公共施設への再生可能エネルギー設備の導入、促進及び」というところで、こういった再生可能エネルギーの導入促進ということもこの計画の中に盛り込んでおりますので、そういった導入促進に向けて今後取り組みを行う予定でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

今後とも進めていただきたいと思います。

次の3点目に移らせていただきます。

まず、第3点目は、新病院基本計画のもと、基本設計、実施設計の策定を進めるとなっているが、次の点についてお尋ねします。

第1点、過疎債等の手続過程において、いつまでに整える必要があるのでしょうか。2点目として、医師を確保できる見込みがあるのでしょうか。3点目として、独立行政法人化され、経営上の採算性はどのように考えておられるのでしょうか。以上、3点についてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

1点目についてお答えいたします。

まず、新病院の建てかえに関する財源につきましては、病院事業債と過疎債を充てることとしております。

対象事業は、今後予定しています実施設計、外構工事を含む建設工事、建設工事監理が該当いたします。工事関係以外では、医療機器等の購入についても対象となります。

起債する手続は、それぞれ実施する事業等の年度にあわせて行うものでございます。

過疎債につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の改正により、過疎地域指定の期限が平成27年度末から平成32年度末まで5年間延長されたことにより、その期限までにその過疎債に関する事業を完了すればよいこととなります。

したがいまして、病院建設工事のスケジュールでは、工事が終了し、移転予定が平成30年5月となっておりますので、何ら問題はないものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

病院長。

○病院長 櫻井 俊弘君

第2点目の医師の確保についてお答えをいたします。

常勤医師の確保につきましては、非常にうちの病院にとっても重要なことというふうに認識をしておりますが、議員もご承知と思いますが、平成16年の新医師臨床研修制度の導入、これがなされて以降、卒業する、新しく医者になる方が、いわゆる希望すれば、どこにでも行けるという形になったものですから、その結果、医師の不足ではなくて、医師が都市部に偏在したということが起こっております。

そのために、私たちの病院だけではなく、地方の、特に自治体立病院、中小の自治体立病院ですが、そういう病院では、あまねく医師の不足ということが起こっております。常勤医師の確保というのは、先ほど申し上げましたように病院経営に直結いたしますので、大変重要なことと考えております。

そこで、常勤医師の確保のためには、いわゆる医師の待遇、これは給与のみならず、研究というか、勉強をするための支援、その他職場環境の改善ということが必要だろうと思います。

そのために、それだけではないんですけど、給与体系を含めた体制づくりをするために、柔軟かつ機動的な経営が必要だということで、独立行政法人化を推進しているところでございます。現実に独立行政法人化をするということで、それまで余り話を聞いていただけなかった大学の医局、教授なども興味を持って聞いていただけてるという現状もございます。

それと、現在、常勤医師の派遣元というか、ソースというか、そういうのはほとんどが大学病院の医局でございます。これは、このほかにも、いわゆる医師の口入れ業というか、そういう業者もございしますが、仲介手数料というものをかなり多く見積もっている関係で、法外な給与を要求されることがございまして、そのほかにも、いわゆる定住した組織を持たない、まあ流れ医者という言葉が適切かどうかわかりませんが、そういう方を雇い入れるということも当然考えられないわけではないんですが、その場合には、どうしても何らかの人格的にやはり問題のある方が多いものですから、そういう方の場合は、そういう意味で、うちの病院は大学の医局にそういう派遣元を依存しているという形になります。

そういう意味で、大学の医局と良好な関係を今後も保っていった上で、派遣していただく要請を地道に続けていきたいというふうに考えております。

あと、その見込みというお話でございしますが、議員もご承知だと思いますが、医学部の定員をふやすということ、これはもう既にその緒についております。

それと、これに関しては少し時間がかかるんですが、医師の偏在に関しては、国のほうもかなり危機感を持って対応をしていただいているようで、卒業する学生に、要するに少し縛りをつけるというようなお話も出ております。先ほど申し上げました努力を続けるということと、国のそういう施策に期待するということで、物すごく明るい未来というわけには、見通しというわけにはいかなんですが、少なくとも、うちの病院の経営が危うくなるというような人材不足は想定はしておりません。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

実は、私は、このところで調べたときに、どうなんだろうかなという、これは住民の方々のご心配というのは、どちらかという医師がこっだけ不足しているのに確保できるの。確保するために、やはりこの分が先につけを回さないような形、それをするためには、やはり体制をきちっとつくっていく必要があると。

そうすると、これは私もマスコミ等でよくゴッドハンドとか、そういったところのテレビを見るんですが、その医者の部分では、その方に、もう患者がついて回っていると。それによって一つの町おこしをやっているよというふうな報道があったことがあるんです。

やはりそういったところの部分で、独立法人化することによって、そういった医師の確保というものがやりやすくなる。そして、病院としての今後の姿勢をきちっと話をするができる。そういったことであれば、やはりしやすいような環境をどうつくっていくのかということも、この中の仕事じゃないかなということで、その辺の見込みの部分をお尋ねしました。

私自身もやはり中央病院にかかって、いろいろ先生方に診ていただいているんですけども、やはり病気にならないと、自分の心の中が見えないとか、わからないといったところがやっぱりあるわけです。

そうすると、きちとした、先ほど言われましたように、研究施設をつくって、やはり魅力ある病院づくりというふうな形にやらないと、先は明るくないなというふうな思いもあります。

ですから、そういったところにおいて、今後、このところの分をやっていくときに、まだ議会ではやりますよという可決はしてませんよと。だけど、実質的に、今年度のところから、もうスターとしていくといった形になりますので、その辺のところを、やはりきちっと、今後はやはり住民の皆さんにもわかりやすいような、そういった中で進めていただくことによって、さらなる前進が出てくるんじゃないかなと思います。

私の今回のテーマというのは、基本的に過去の分に学びながら、今のところを踏まえて未来をどう考えるかといったところで、やはり人口問題もそうでした。午前中のお話にありましたように。

やると決まったら、やはり執行部であろうと、議会であろうと、住民、それは一体となって一つの問題に取り組む必要があるなというところでさせていただきますので、今後、やっぱりそういった方向性に仮につまずいたときは、そこんところできちっと対応できるような形が必要かなと思います。

あと、私はもう主な内容はこれで終わらしていただきますが、何かありましたら。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

3番目の点について、ちょっとお答えしておりませんでしたので、お答えさせていただきます。

経営の見通しにつきましては、地域における将来の人口動向から推測すると、人口は減少していくということになっておりますが、高齢化率が高まるということで、医療需要は増加するものと考えております。

そういうことで、患者数も大きく変わらない、減らないということが予想されますので、先ほど院長が申しておりましたとおり、常勤医師の確保、これが経営については最も重要なことだというふうに考えておりますので、医師の確保ができれば、

経営的には何ら問題がないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

申し訳ございませんでした。一番大切な話をちょっと聞いた上で、もう終わってしまいました。

以上をもって一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で刀根議員の一般質問は終わりました。

○議長 横尾 武志君

ただいまから執行部の席の移動がありますので、病院長が退席しますので、しばらくそのまま休憩いたします。

午後 2 時31分休憩

午後 2 時32分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

次に、2番、内海議員の一般質問を許します。内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

皆さん、お疲れさまです。最後ですので、よろしくお願ひいたします。

それでは、通告書に基づきまして、2番、内海が一般質問をさせていただきます。件名につきましては、砂像イベントの再開ということでございます。

平成26年度の施政方針におきまして、平成18年度より休止しておりました砂浜の美術展を、新たな砂像イベントとして再開することとなっております。その概要につきまして、まず1点目の質問をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

先ほども、益田議員のときにもお話しましたけれど、現時点での素案という形の中でご説明をしたいと思います。

新たな概要という形で、この新たなイベントの目的としましては、町の観光戦略の一つとしてのイベント展開をする。福岡県ではオンリーワンのイベントとしての優位性を生かし、町を知ってもらう、来町してもらう、町のイメージアップなどを目指すという形でしております。

3点目として、商業ベースでのイベントとしての視点、経済効果は2次的なものとして位置づけを行い、このイベントを行うようにしております。このため、砂像の展示を活用したイベントの創設や同時開催事業による出店、協賛セールなどについては、観光関連業者や商工者が自発的に行っていただきたいという形の中で考えております。

場所につきましては、海浜公園のアクアシアンの西側の芝生広場、開催時期につきましては11月の1日から12月の25日までで、その期間中、ライトアップを11月の28日から12月の25日までを予定という形になります。

通常の時間帯での営業につきましては、9時から17時、ライトアップ期間中につきましては、9時から20時までという形の中で予定をしております。

砂像展示を中心としたイベントとして展示期間を2カ月間で、見学ができるようなイベント構成として考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

先ほど、益田議員の一般質問の中にもご回答がありました。今回計画されております砂像イベント、場所につきましては、アクアシアの西側を拡幅してということですが、従前の砂浜の美術展とは異なるかもわかりませんが、芦屋のイメージというのは、あの広大な砂浜、海浜を活用していかにイベントを盛り上げるかということだと思っております。今回、ちょっと狭隘にはなろうかと思いますが、レジャープールアクアシアの西側を使うという意図は何かございますか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

基本的に、この西側の芝生広場を使うという形の中の計画につきましては、従前の砂浜の美術展は5日間程度の開催でありましたけれど、今回は2カ月間という形の中で予定しておりますので、従前の砂浜で展示をするという形のほうが、維持管理をしていくことが非常に難しいのではないかとということが、まず1点目になります。

それと、あと、平成26年度より一応里浜づくりのほうが開催されますので、その事業に伴って活用しにくくなるのではないかとという形の中で、2点目の問題点として考えております。

それと、あと、展示のためのエリア分けや通路の照明関係や、警備関係の費用が縮小できるのではないかとというふうに考えております。

あと、アクアシアの施設内にありますので、フェンスで仕切られて、維持管理がしやすくなるという形で考えております。あと、制作するために必要な水や電気設備の確保がしやすくなるという形の中で、今回、西側の芝生広場を選定したという形になります。

以上になります。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

一つの囲まれたエリアでの開催ということで、いろいろな面でメリットがあるということですが、今回、先ほどの益田議員の質問の中では、既存の25メートルをさらに25メートル延長して50メートルぐらいの、合わせて50メートルですか、25メートル拡幅するというご回答がございました。

それで、拡幅する場所は、ちょうど真ん中の多目的広場、夏場では第2駐車場という捉え方をされておりますけれども、この25メートル拡幅することによって、レジャープールアクアシアが営業している間は、当然駐車場として活用されているんですけども、今回、増設のフェンスを移動することによって駐車台数が減ると思っておりますけれども、大体何台ぐらいの台数が減る予定でしょうか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

横幅として25メートル、長さとして80メートル強の長さになりますので、台数としては約100台程度縮小するという形にはなるかと思えます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

そうしますと、レジャープールアクアシアン、夏休みに入りまして、土、日が大変混雑しております。もう連日車が待ち時間が多分あるんだと思っています。そういうような中で100台も減少すれば、利用者に大変ご迷惑がかかるのではないかと。

それとあわせて、何日間ですか。大体土曜日、日曜日入れて、夏休み以降が大体10日ぐらいかかりますか。1台500円として、1日が100台で5万円、10日として約50万ぐらいの利益損が出てまいります。

その中で、レジャープールアクアシアンに対する影響というのは、対策か何か考えておられますか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

フェンスの移設等につきましては、平成26年度につきましては9月以降という形になりますので、今年度については影響はないのかなというふうには考えております。

内海議員さんが言われます来年度以降、拡張した場合の影響につきまして、海浜公園につきましては、100台減という形の中で、約900台の駐車スペースという形になるかと思えます。平日につきましては、平均大体600台ぐらいという形になりますので、そこは問題ないのではないかとというふうに思っております。

今言われました週末に関しましては、多いときで約1,800台ほど来ているという状況になっておりますけれど、午前、午後での入れかえ等という形になりますので、100台減ったという形の中で、駐車台数が減りますけれど、入れかえ等があるので問題はないのではないかとというふうな形で、今、観光協会に確認をしたところ、対応できるのではないかとという形では上がっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

余り影響がないということでございますけども、レジャープールの利用者に不便がないような対策をお願いしたいと思っています。

ただ、場所につきましては、皆さんもご存じのように、あの海浜公園、約10万平米ぐらいございます。その中で一番奥の芝生広場、広大なピッチがございます。今、遊具が設置され、一部10台ぐらいの駐車場を設置しております。

それで、水巻にみどりんぱあーくというのがございます。これは大変利用者が多くて、いろんな子ども連れの方がたくさん利用されております。ただ、海浜公園の

奥については、なかなか利用者がおられない。地元の方でも、あのエリアがあるということを知らない方がたくさんおられます。

それで、常設ということのお考えでしょうけども、奥の芝生広場の活用というのは、ご検討か何かされましたでしょうか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

砂像のイベントについてという形の中で、そこをどうするかという形の中の検討は一応しましたけれど、基本的に仕切るフェンス等がないという形もありますので、今回のイベントについては、入場料等もやはり収入として考えておりますので、芝生広場になると、今度はフェンスを設置したりだとか、水関係を、あそこに水道というのがございませんで、そこまでまた水道管を布設しないといけないという形で、もっと経費がかかるという形になりますので、ちょっと芝生広場は無理ではないかという形の中の結論になっております。

それと、あと、砂の問題が、終わった後にまた、そこで再利用で次年度以降も使っていくという形で一応計画としては考えておりますので、芝生広場にその砂を置くという形になると、それを仕切るだけのまたフェンスなりを考えないといけないのかなど。そういうところを勘案して、今回のアクアシアンの西側の芝生広場に置けば、フェンスもありますし、そこでの仕切り等もできて、夏場については、一般のお客さんもそこが休憩スペースとして広く使えるんじゃないかという中で、場所の検討を含めた中で、そこはちょっと今回は使わないという形の結果になっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

まあ、いろいろ検討された結果ということでございますので、それは、その場所を有効活用していただきたいと思っています。

では、次に、今回、平成26年度当初予算におきまして、砂像イベントの補助金ということで1,450万予算計上されております。それで、今回のこの砂像イベントの総事業費は、大体幾らぐらいの予定でしょうか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

今、内海議員さんが言われました町の補助金としては1,450万円と、入場料という形の中で300万を一応見込んでおります。入場料金につきましては、大人300円、小中学生を100円、幼児無料という形の中で考えております。

積算としましては、大人のみという形の中で積算をしまして、1日平均100人程度という形の中と、ライトアップ時には40人増という形の中で、その他、あと、共催イベント等を行ったときに増という考えを持った中で、9,500人程度という形で、55日間の積算で300万という形で見込んでおります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

入場料と1,450万を合わせて約1,750万が大体総事業費ということでよろしいわけですね。これは、ちょっと比較にはならないんでしょうけども、以前、砂浜の美術展をやっておりました。そのときのちょっと過去の実態なんですけど、平成15年度には入場者数が7万4,000人、総事業費が6,750万円、町の補助金が約3,000万円。平成16年度は6万5,000人で、町の補助金が3,345万、総事業費が約6,700万。最終年度の平成17年度は9万6,000人の入場者に対し、補助金がちょっと減って1,136万円、総事業費が6,500万ということで、今回の町の補助金1,450万、従来の部分からすれば約半分程度事業費を見ておられます。

ただ、入場料を比較しますと9,500人ということですから、従来の10分の1弱の予定だということ、果たして費用対効果がどうなのかなという、ちょっと懸念をしております。

特に、今回、先ほど答弁がありましたように、開催時期が11月の1日から12月の25日ですか、ということをご予定されているようでございます。皆さんご存じのように、芦屋の海岸、冬場はもう大変風も強く、海風が大変強い状況でございます。

こういうような中で、果たして来場者が来られるのかな。まあ多くの方がお見えになるのかなというのが、ちょっと気がしておりますけども、この期間をそのように設定された理由か何かございますか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

この期間の設定につきましては、1点目としましては、他の砂像のイベントと重複しない時期であり、砂像制作を依頼する彫刻家の方や日本砂像連盟の日程等をまずは確保しやすいというところが1点目になります。

2点目に、平成26年度に関しましては、フェンスの移設や電気・水道設備の整備、それと、制作に当たります型枠の設置や制作の期間といった前準備などの一定の時間帯が確保できるために、この時期に設定をしております。

あと、3点目として、既存で今やっております祭り芦屋や、今年度につきましては、航空祭も11月の中旬にあるという形になりますので、そういうイベントの共催が可能であり、そのため来場者の増が見込まれるのではないかとというふうに思っております。

あと、4点目として、冬場活用されていないこのレジャープールの施設を、一つの砂像の展示場所として活用することができるのではないかとというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

芦屋の観光で一番欠点なのは、冬場の利用が少ないと。観光基本構想の中にも冬場の利活用をどうするかという問題提起がされております。

それで、今のお話では、今年に限っては、そういうようないろんな準備の段階で、このような設定をされたんですけども、次年度以降も継続とすれば、また、これの

日程変更というのもあり得るわけですか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

現段階ではそこまで、次年度以降のことはまだわかっておりません。今回開催する状況によって、また実行委員会を立ち上げた中で検討していくという形になるかとは思いますが、夏場のイベント等、海浜プールとかありますので、そこでまた制作をするという制約も出てくるのかなというふうになりますので、そこら辺は次年度以降の検討課題になるかと思えます。

以上になります。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

現在、砂像をやっているところが鳥取県の砂丘のほうで、こちらは大体4月ぐらいから1月の大体6日ぐらいまでやっていますか、約9カ月間。それから、加世田の吹上浜の砂の祭典では、大体5月の連休日から、従前は大体10日間ぐらいでしたけども、平成26年度は30日間の開催ということで、長期的な開催によって、より多くの方々に来場していただこうというねらいがあると思っています。

だから、先ほど申しあげましたように、芦屋の場合、いろんな過酷な条件ではないかなという気がしておりますので、開催日については、もう一度ご検討をお願いしたいと思っております。

それから、従前の砂浜の美術展とは違いますけども、多くの町民の方々が携わっております。特に職員、それから地域の方々、また、町内業者、そういうような方々のかかわりの中で、砂浜の美術展が成功裏に終わっております。

今回の新しい砂浜のイベントにつきましては、できるだけ何か行政主導型というような気がしております。それで、芦屋町が今までやってきたイベントで、長続きしない大きな理由というのが、行政主導でやってきたために、なかなか民間の力が活用できてないと。そのために、なかなか継続ができてないというのがネックではなかったかと思っております。

今回も補助金が結構多額でございますし、専門の方、砂像の彫刻のすばらしい方をお呼びすることは構わないんですが、今申しあげましたように、町の職員、それから地域住民、それから町内業者、このような方々とのかかわりというのは、どういようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

今、内海議員さんが言われましたとおり、町が主導でやっていたという前例があるのかなと。砂像制作につきましても9割ぐらいが町の職員がやってて、通常の業務に支障を来しているのではないかなというふうな問題もございました。

今度、あらたな砂像イベントを実施し、また継続していくためには、言われます町内ボランティアとか、各種団体と協働でやっていけないというふうに考えておりますし、また、この実行委員会の立ち上げにつきましては、現在、職員のプロジェクトチームを設置して、実行委員会の組織編成について検討を進めていきたいというふうに思っております。

この実行委員会の中での実行委員さんの役割や分担、責任等を明確にし、より効果性のある組織形成を行って、事務局任せになることのないような形で、みんなで協力して、自主的、自発的に行っていけるようにしていかないといけないというふうには考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

やはり地域の方々との連携をとることによって、やっぱり喜びを感じられるし、やはり誇れる芦屋町ということになるかと思っております。よろしくお願ひしたいと思っています。

それでは、次に、要旨2点目でございます。

砂浜の美術展、これは行財政改革の影響により平成18年度から休止されておりましたが、もうご存じのように、平成21年度でしたか、今回予定しておりますレジャープールアクアシアンの西側のほうで、小規模な砂像制作を行っております。2日間ぐらいでしたけれども、一般開放をしております。

しかし、これも継続性があるかなという思いがしておりましたけども、なかなか先ほど申しましたように民間活力が活用できないということで、もう単年度で終わっております。

こういうような中で、町長、マニフェストにいろいろ書いてありました。まず、平成19年度には、もういち早く花火大会を再開をされております。今回、平成26年度施政方針の中で、この新しい、内容は違いますけども、砂像イベントを思い立たれるといたしますか、再開するという思いが出ておられますので、その辺の心の動き方といたしますか、思いをちょっとお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

実際、内海議員は職員のときから、当初から参加されておられましたので、内海議員もこの砂浜の砂像については深い思い入れがあるんじゃないかとお推察するわけですが、過去の美術展のことにつきましては、もう今、内海議員が質問等、その中のご説明があったとおりでございます。

振り返ってみますと、平成7年から平成17年まで11年間やってまいったわけでございます。年々規模が大きくなりまして、費用もどんどんかさんでまいりました。私も参加させていただきまして、制作をした経験もあるわけですが、ただ、いかんせん、芦屋町の財政上の理由によりまして、平成18年に休止というふうに決まったわけでございます。

この平成18年というのは、議員もご指摘がありましたように、財政上の理由から砂浜の美術展とあわせて花火大会休止という形の中で、非常にこの年は、芦屋といえば、もう夏のイベントがたくさんあって、いろんな方がお出でになられたわけですが、最も大きなイベントのこの2つがなくなったということで、本当に何となくこの18年の年というのが、皆さん同じような思いがあったのではないかと思います。何か抜け殻のような感じで、何か寂しい枯れた町に平成18年になったわけでございます。

そういうことで、次の年に選挙がございまして、私もマニフェストに、とにかく

この砂浜の美術展と大正時代から続いた花火大会を何とか再開したいということでマニフェストに掲げさせていただいたわけでございます。

花火大会につきましては、もう平成19年の、次の年にいろんな方からご助力、ご協力をいただきまして再開にこぎつけたわけでございますが、この砂浜の美術展だけは、今ずっとご心配をいただいておりますように、財源の問題と人の問題、この2つが大きくのし上がってきたわけでございます。約8年間の空白があったわけでございますが、ようやく、まあやはり競艇事業が少し安定してきたということで、やはり芦屋の魅力をここでもう一度再開できればなという思いがありまして、今年度から新しい形の、新砂浜の美術展といたしましょうか、今までは平成7年から平成17年までしたときは、お盆の後でしたので、マスコミもかなり取り上げていただきました。それで、夏休みということもありまして、子ども連れ等々たくさんの方にお出でいただいたわけでございます。

しかしながら、るる、いろいろ説明がありましたように、諸般の事情でこういう時期という形の中でさせていただくと。とにかくスタートする、事を起こすということで、まず一步から始めないといけませんので、それを始めまして、それから、どういうふうに展開していくかというのは今後の課題であろうかと思っております。やはり11年間、議員言われるように、携われた方の技術、ノウハウというものがあるわけでございます。それがまだ技術を持っておられる方が指導できる間に、これが再開できたということは、まあまだ予算は通っておりませんが、再開のご提案をさせていただいたということは、新しいまた芦屋の魅力を復活できるということでご理解をいただきたいわけでございます。

財政事情につきましては、まだまだ予算は許しませんが、今、役場の若い職員のやりましょうという熱意というか、芦屋を思う若い職員の気持ち、それから、何と言いましても福岡県でのこの芦屋の地を生かした地の利のオンリーワンの砂像というか、芦屋でしかできない、このことは芦屋でしかできないということで、いろいろ若い職員ともいろいろ話をするんですが、たくさんできる。これをやって、それから、今、ビーチサッカーがっておりますが、ビーチバレーボール等々、結局そういうようなこともできるようにして、芦屋にどんどん人が来ていただけるような形にすることが、芦屋の魅力を生かしたまちづくりではないかと思っております。

それから、もう一つ、芦屋港湾の商業化、レジャー港化ということで、もう数年前から国と県にお願いしております。これも少しずつ前に進んでおります。そうすると、あの辺は港湾を含めて砂浜、それからレジャープール、それから芝生広場等々大きく変わってくるのではないかと思っております。その一石を投じるという意味もあるわけでありまして。

朝から定住化政策等々、人口問題、ご質問いろいろあったわけでございますが、これも一つの芦屋ブランドとしての魅力の一つだと思っておるわけでございます。

今までずっと町内の方はなかなか評価をしてくれなかったんですが、いろんな人とお会いすると、やはり芦屋の砂浜の美術展の話題が出るわけございまして、それほどインパクトが強かった、強いというイベントであったわけでございます。福岡県の町村会総会等に行きまして、何人かの首長さんが、あるときに行きました、砂浜の美術展に行きました。何でやめたんですかとかいうような質問等々たくさん来るわけでございますが、確かに芦屋は芦屋釜もあります、これはやはり茶の湯というのは一部の方とか、なかなか一般の方にとりましては、言葉は悪いんですが、素人受けしない。茶の湯をされている方にとりましては、非常に貴重な、芦屋町に

とっても貴重な文化であるわけですが、なかなか広がりがないという形の中です。ここでもう一つ、この砂浜の美術展が再開できれば、ナンバーワンとオンリーワンという形の中で、新しい魅力の発掘になるのではないかと考えております。

とにかく、やってみようということで再開しておりますので、一丸となってこの芦屋の町の活性化の一助になればなと思っておるわけですが。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

ただいま町長が申し上げられましたように、砂像が休止になった折には、町民の方からの失望の声といいますか、芦屋町に魅力がなくなったという声も聞きますし、早く砂像の再開をしてほしいという要望も出ておりました。

私も過去に砂像制作にかかわった者として、今回、施政方針にこういうような砂像の再開を述べられたことを大変うれしくっております。

ただ、平成18年ですか、砂像を開始した折、私たちが博多駅、小倉駅、いろんなところで砂像モデルとして掘ってまいりました。ただ、それを周知するには、やはり四、五年かかっております。だから、これを今回の単年度で終わるのではなく、やはり継続が必ず必要ではないかという思いがしております。

そこで、町長、施政方針の一番冒頭に述べられましたように、2期目の最終年度という捉え方の中で、今回これを提案されておりますが、今後の継続性についていかがお考えですか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

いや、それはまだ、あと気力と体力が残っておるか、後援会等もありますので、いろんな方とご相談申し上げる次第であります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

ありがとうございます。明確な答えじゃございませんけど。

芦屋町には観光資源がたくさん潜在しております。しかし、これの有効活用が図られてないというのが現実ではないかと考えております。観光立地を唱えておりますけれども、なかなか集客を図ってないと。今回新しい砂像のイベントということを再開される予定でございます。提案されておりますので、今後、実行委員会の中で十分協議していただき、芦屋の魅力発信につながるような形での成功を祈っております。

これをもちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 横尾 武志君

以上で、内海議員の一般質問は終わりました。

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。
あすも一般質問を行いますので、よろしくお願ひします。
午後 3 時 05 分散会
